



第 2号様式 (第 4条関係)

行政文書公開決定通知書

29 観名整第 117 号
平成 30 年 2 月 2 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成29年12月18日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託設計書等		
行政文書の公開の日時及び場所	日時	平成30年2月2日 午前 午後 時	
	場所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧 ② 写しの交付 3 視聴		
備考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2481		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:972-3152 (直通) FAX:972-4127

名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

本業務委託の見積ならびに設計は下記による。

記

1. 設計書(表紙共)	2枚	8. 電子納品に関する特記仕様書	1枚
2. 業務委託概要書	11枚	9. 営繕積算システム使用要領	2枚
3. 情報の保護及び管理のための 特記仕様書(業務委託用)	1枚	10. 調査位置図	3枚
4. 障害者差別解消に関する特記仕様書 (業務委託用)	1枚	11. 地盤調査委託仕様書	1冊
5. 名古屋城天守閣整備事業基本設計 その他業務委託仕様書	1冊	12. 市設建築物総合耐震設計基準(参考)	2枚
6. 成果品作成要領	1冊	13. 特別史跡名古屋城跡全体整備検討 会議天守閣部会開催要綱(参考)	2枚
7. 名古屋城天守台等石垣調査委託 特記仕様書	1冊	14. 特別史跡名古屋城跡全体整備検討 会議天守閣部会傍聴要綱(参考)	2枚

業務委託代金の支払い

業務委託代金の支払いは、銀行振込み又は小切手によるものとし、支払場所は名古屋市役所とする。

お知らせ

建築士法第22条の3の3に規定する業務委託であるため、契約締結時に同規定で定める事項を記載した書面の提出が必要です。当該書面は事前に発注担当課で確認を受けたうえで契約書と共に契約担当課にお持ちください。

建築士法第24条の7に規定する重要事項説明については、約款・仕様書等に記載の提出書類及び契約書等により書面に記載すべき事項を満たしているものとして、取り扱います。

業務委託概要書

1. 件名 名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託

2. 総則

受注者は、現地熟覧の上、名古屋城天守閣整備事業に係る業務要求水準書並びに優先交渉権者が作成した技術提案書の内、設計業務等に関して記載又は提案された事項のほか、この業務委託概要書、計画図、設計書、業務委託仕様書のうち関係仕様書及び本市監督員の指示により業務を行う。

3. 規模概要

業務内容 (1) 天守閣基本設計業務（外構、付帯設備含む） 一式

・標準業務（一般設計、特殊設計）

・標準外業務

(2) その他設計業務（外構、付帯設備含む） 一式

・仮設建築物等（仮収蔵庫、素屋根等）設計業務（外構、付帯設備含む）

・現天守閣解体設計業務（付帯設備含む）

(3) 調査業務（史実調査、地盤調査、石垣調査等） 一式

(4) 積算業務（事業費確認書等の作成を含む） 一式

(5) 施工技術検討業務 一式

(6) 関係法令等行政手続き業務 一式

構 造	(大天守)	木 造	地上	5 階/地下	1 階
	(小天守)	木 造	地上	2 階/地下	1 階
	(橋 台)	木 造	地上	1 階/地下	階
延べ面積	(大天守)	4,563.99㎡		建築物の高さ	約 36.057m
	(小天守)	831.86㎡		建築物の高さ	約 16.451m
	(橋 台)	—	㎡	建築物の高さ	約 — m
仮設建築物	(仮収蔵庫)		約 1,500㎡	建築物の高さ	約 6 m
	(素屋根)		約 10,000㎡	建築物の高さ	約 60 m

そ の 他 別紙（計画図を含む）による。

4. 業務の内容

委託の概要

(1) 天守閣基本設計業務

ア標準業務（一般設計）

(ア) 設計条件等の整理

- ・ 条件整理
- ・ 設計条件の変更等の場合の協議

(イ) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

(ウ) 基本設計方針の策定

- ・ 総合検討
- ・ 基本設計方針の策定及び発注者への説明

(工) 概算工事費の検討

(才) 基本設計図書の作成

(カ) 基本設計内容の発注者への説明等

(キ) コスト縮減検討報告書の作成

設計にあたって、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う。

(ク) リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

(ケ) 事業工程表の作成

施工技術検討業務の検討内容を受けて、設計内容の実現のために必要となる工期、工法等を確認し、工程表を作成する。

イ 標準業務（特殊設計）

(ア) 基本計画書の作成

- ・ 名古屋城天守閣整備事業の基本計画書（本編及び資料編）の作成（外構、付帯設備を含む。）名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）第20条、23条、24条によるほか下記の項目も含む。

復元過程公開の方法の検討

仮設計画には工事期間中の見学者等の動線計画及び名古屋城内の施設（本丸御殿を含む。）利用者等の動線計画を含む。

(イ) 市民向け説明用資料の作成協力

設計内容について市民に説明するための、わかりやすい資料を作成するための部分データ提供。

ウ 標準外業務

(ア) 温熱気流シミュレーション

- ・ 初期解析（方針検討、条件設定、シミュレーション1ケース）

(イ) 許認可対応

- ・ 特別史跡における現状変更許可その他許認可に必要な業務を行うこと。

（6）関係法令等行政手続き業務参照

(ウ) 防災・避難検討

- ・ 建築基準法3条適用及び消防同意に必要な業務を行うこと。

（6）関係法令等行政手続き業務参照

(エ) 透視図作成

以下のほか、必要に応じて部分的な透視図を追加作成すること。

- ・ 鳥瞰パース（A2判、アルミ製額縁） 2枚
- ・ 軸組パース（A2判、アルミ製額縁） 2枚
- ・ 外観パース（A2判、アルミ製額縁） 3枚

- ・ 部分外観パース（A3判、アルミ製額縁） 3枚
- ・ 内観パース（A2判、アルミ製額縁） 27枚 （A3判、アルミ製額縁） 10枚

（2）その他設計業務

ア 仮設建築物等（仮収蔵庫、素屋根、構台、橋梁（史跡外準備含む）、内堀盛土）設計業務

（ア）設計条件等の整理

- ・ 条件整理
- ・ 設計条件の変更等の場合の協議

（イ）上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

（ウ）要求等の確認

- ・ 要求等の確認
- ・ 設計条件の変更等の場合の協議

（エ）設計方針の策定

- ・ 総合検討
- ・ 設計のための基本事項の確定
- ・ 設計方針の策定及び発注者への説明

（オ）設計図書の作成

- ・ 建築意匠設計
- ・ 建築構造設計（構造計算書を含む。）
- ・ 機械設備設計（消火設備計算書、空調熱負荷計算書、換気量計算書等の作成を含む。）
- ・ 電気設備設計（負荷容量集計、電路計算書、変圧器容量計算書等の作成を含む。）
- ・ 外構設計
- ・ 仮設工作物設計（構造計算を含む。）

（カ）概算工事費の検討

（キ）設計内容の発注者への説明等

イ 現天守閣解体設計業務

（ア）要求等の確認

- ・ 要求等の確認
- ・ 設計条件の変更等の場合の協議

（イ）設計方針の策定

- ・ 総合検討
- ・ 設計のための基本事項の確定
- ・ 設計方針の策定及び発注者への説明

（ウ）設計図書の作成

（エ）概算工事費の検討

（オ）設計内容の発注者への説明等

（3）調査業務

ア 史実調査

- ・ 史実に忠実な復元のために必要な、名古屋城天守閣昭和実測図、昭和実測図野帳、金城温故録、熱田之記、ガラス乾板、古絵図、古文書、古写真などの史料収集及び

分析、類似建物の確認及び分析を行い、文化庁「復元検討委員会」のための資料を作成する。

イ 地盤調査

- ・以下について地盤調査を行う。(調査箇所はボーリング位置図による)
ただし、今後申請予定の現状変更許可において許可内容に変更があった場合は協議による。
なお、調査対象となる内堀は、鹿2頭を現在飼育しているため、鹿の安全を確保した仮設計画を行うこと。

(ア) 現天守閣

- ・ロータリーコアボーリング
 - φ86 L=65m 1か所(大天守ケーソン)
 - φ116 L=45m 1か所(大天守ケーソン)
 - φ116, φ66 L=60m(φ116:45m+φ66:15m) 1か所(小天守ケーソン)
- ・X線探査試験 2回(大天守 1回、小天守 1回)
- ・標準貫入試験 117回
- ・孔内水平載荷試験 2回
- ・PS検層 60m
- ・土質試験 5試験体
- ・ボーリング実施のためのコンクリート床スラブ開口及び必要な仮設間仕切り設置を含む
- ・報告書作成 一式(土質標本を含む。)

(イ) 内堀

- ・ロータリーコアボーリング
 - φ66 L=10m 3か所
 - φ116, φ66 L=30m(φ116:20m+φ66:10m) 2か所
- ・標準貫入試験 85回
- ・土質試験 2試験体
- ・報告書作成 一式(土質標本を含む。)

(ウ) 本丸

- ・ロータリーコアボーリング
 - φ66 L=20m 2か所
 - φ66 L=25m 2か所
 - φ116, φ66 L=30m(φ116:20m+φ66:10m) 1か所
- ・標準貫入試験 119回
- ・土質試験 1試験体
- ・平板載荷試験 2か所
- ・報告書作成 一式(土質標本を含む。)

(エ) 御深井丸

- ・ロータリーコアボーリング
 - φ66 L=20m 3か所
- ・標準貫入試験 60回
- ・平板載荷試験 2か所
- ・報告書作成 一式(土質標本を含む。)

(オ) 仮収蔵庫

- ・ ロータリーコアボーリング
φ66 L=15m 2か所
- ・ 標準貫入試験 30回
- ・ 報告書作成 一式（土質標本を含む。）

ウ アスベスト調査

- ・ 現地調査 一式（目視、試料検体採取を含む。）
- ・ 試料分析 17検体
- ・ 報告書作成 一式

エ 敷地測量調査

現天守閣周囲の平面、高さ測量及び現天守閣のレベル位置の測量、北側名城公園ブリッジ設置予定場所の平面、高さ測量、仮設収蔵庫予定地の平面、高さ測量

- ・ 基準点多角測量
- ・ 現況平面測量
- ・ 基準点高低測量
- ・ 現況高低測量
- ・ TP引照測量
- ・ 現況図成果作成

オ 石垣調査

調査内容は名古屋城天守台等石垣調査委託特記仕様書による。

調査対象となる内堀は、鹿 2 頭を現在飼育しているため、鹿の安全を確保した仮設計画を行うこと。

石垣調査に併せて、熊本地震に係る熊本城石垣被害状況を踏まえて、天守台等石垣の保存・修復方針を決定するために必要な石垣詳細調査の内容について検討する。

石垣詳細調査の内容の検討においては、石垣の安定性評価について専門知識を有する有識者に意見聴取を行うこと。

(4) 積算業務

ア 積算業務（仮収蔵庫、素屋根、構台、橋梁（史跡外準備を含む）、内堀盛土、現天守閣解体工事に限る）

仕様書第 26 条の積算基準に基づく積算数量算出書の作成（数量調書、数量拾い図を含む。）、専門業者からの見積徴収及び見積検討資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）及び工事費内訳書（営繕積算システムRIBC2による）の作成。

イ 事業費確認書等の作成

基本設計（本業務委託着手前、本業務委託終了時）における事業費確認書等の作成。

(ア) 科目別内訳表の作成

- ・ 工種別の内訳金額を記載の上、基本設計着手前及び基本設計終了時に、事業費確認書として監督員に提出する。

(イ) 工事費内訳書の作成

- ・ 公共工事内訳書標準書式により適宜内訳が分かるよう区分を行い、仮設建築物等の実施設計完了時に、監督員に提出する。

(ウ) 変更金額一覧表の作成

- ・ 必要に応じて、公共工事内訳書標準書式により作成する。

(5) 施工技術検討業務

設計と施工の一体的な事業のマネジメントを図るとともに、事業費の縮減、工期短縮の実現に向けた取り組みを行う。検討内容は、総括代理人が設計を担当する者に伝達し、設計に反映させること。

ア 技術提案書の記載内容に係る設計への反映

応募時に技術提案書に記載した高度な施工技術等を設計に反映させるため、その適用範囲、形状、寸法及び納まり等を検討するとともに、設計段階において技術提案書の内容が確実に履行されていることを確認する。

なお、技術提案に係る施工技術には、コスト・工期や施設計画に関する内容が含まれるため、受注者の技術提案書の内容に応じて業務を行うこと。

イ 要求水準の確認

業務要求水準書の内容が確実に設計に反映されていることを確認するため、業務要求水準書に従い、要求水準確認計画書及び要求水準確認報告書を作成し、監督員に提出する。

ウ 工程計画の先行検討

本事業が、基本協定書に定められた事業期間内に完了できるよう、事業工程表を作成する。また、工程計画の先行検討とともに、工程計画の遵守に当たって必要となるリスク要因を確認し、リスク解消のための調整を行う。

エ 施工計画の先行検討

円滑な工事施工を実現するための施工計画（先行工事施工計画、仮設計画、木材等の調達計画、製作図の検討、資機材の搬出入計画等）の先行検討を行う。

(6) 関係法令等行政手続き業務

関係法令等に基づく行政手続きに必要な調査・実験、関係機関との協議、申請書類の作成及び申請手続きを行う（手数料を含む）。

(ア) 文化財保護法に基づく現状変更許可の申請に必要な業務

- ・ 学術調査
- ・ 有識者及び文化庁との協議に必要な資料作成
- ・ 申請に必要な事前打ち合わせ
- ・ 申請書類の作成

(イ) 建築基準法第3条の適用に必要な協議及び構造及び防火・避難上の安全性を証明するための事前打合せ

(ウ) 消防法その他関係法令等に基づく各種申請に関する行政機関等との事前協議、申請に必要な調査・実験、申請書類作成及び申請手続き及び事前打合せ

(工) 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会の事務局業務

- ・ 会議参加有識者の手配、事前説明、及び謝礼、旅費の支払い

(5月10日開催予定のものは除く)

- 会場の手配(5月10日開催予定のものは除く)及び設営
- 会議資料の作成及び関係者への送付
- 議事録の作成
- 会議資料説明

5. 成果物

- すべての成果物は書面と共に、「電子納品に関する運用基準」により電子データを提出すること。
なお、提出部数は下記(1)(ア)～(キ)15部とし、特記なきは監督員の指示による。
- 成果品のうち、復元検討委員会の協議・調整に必要となる資料等については、本業務の契約期間内における復元検討委員会において指摘された事項に対し、適宜回答及び修正を行ったうえで提出すること。

(1) 天守閣基本設計業務

(ア) 総合(意匠)

- 基本設計説明書
- 基本設計図

- 仕様概要書、仕上げ概要表、面積表及び求積図、敷地案内図
配置図、平面図(各階)、断面図、立面図、部分検討図、その他、監督員が指示するもの。
- 工事費概算書(構造を含む)

(イ) 構造

- 構造計画説明書
- 構造設計概要書
- 各種技術資料

(ウ) 設備(電気設備)

- 電気設備計画説明書
- 電気設備設計概要書
- 工事費概算書
- 各種技術資料

(工) 設備(給排水衛生設備)

- 給排水衛生設備計画説明書
- 給排水衛生設備設計概要書
- 工事費概算書
- 各種技術資料

(才) 設備(空調換気設備)

- 空調換気設備計画説明書
- 空調換気設備設計概要書
- 工事費概算書
- 各種技術資料

(力) 設備(昇降機等)

- 昇降機等計画説明書

- ・昇降機等設計概要書
- ・工事費概算書
- ・各種技術資料

(キ) 外構

- ・外構計画説明書
- ・外構設計概要書
- ・工事費概算書
- ・各種技術資料

(ク) その他

- ・コスト縮減検討報告書
- ・リサイクル計画書
- ・事業工程表
- ・名古屋城天守閣整備事業 基本計画書 (A3版 10部) : 基本設計書の内容を含む
- ・市民向け説明用資料の一部データ提供
- ・温熱気流シュミレーション結果報告書
- ・許認可対応に係る報告書
- ・防災・避難検討に係る報告書
- ・透視図
- ・各記録書
- ・その他監督員が指示するもの

(2) その他設計業務

ア 仮設建築物等 (仮収蔵庫、素屋根、構台、橋梁 (史跡外準備)、内堀盛土) 設計業務

(ア) 建築・仮設工作物

- ・建築物概要書
- ・建築設計図

特記仕様書、工事概要、敷地案内図、面積表及び求積図、仕上表、配置図、平面図 (各階)、断面図、立面図 (各面)、矩計図、展開図、天井見上図、平面詳細図、断面詳細図、部分詳細図、各部建具図、外構図、総合仮設計画図、構造図、その他

- ・各種計算書
- ・工事費概算書
- ・構造計算書

(イ) 設備 (電気設備)

- ・電気設備設計図

特記仕様書、配置図、構内配電線路図、接地線系統図、照明平面図、照明器具姿図、分電盤結束線図、コンセント平面図、幹線動力平面図、送電系統図、受変電設備結線図・ブロック図・姿図、構内通信線路図、通信情報系統図 (構内交換、拡声、監視カメラ)、通信情報平面図、通信情報機器図、消防設備図、避雷設備図、その他

- ・各種計算書
- ・工事費概算書

(ウ) 設備 (機械設備)

- 給排水衛生設備設計図

特記仕様書、配置図、機器表、器具表、系統図、給排水図、消防設備図、衛生設備詳細図、空調設備機器表・系統図、空調ダクト設備詳細図、空調配管設備図、自動制御設備図、要領図、その他

- 各種計算書
- 工事費概算書

(工)設備（昇降機等設備）

- 昇降機設備設計図
特記仕様書、配置図、自動制御設備図、昇降機設備図、
特殊搬送設備図
- 各種計算書
- 工事費概算書

(オ)その他

- 省エネルギー関係計算書
- グリーン購入計画書
- 各記録書
- 計画通知等
- その他監督員が指示するもの

イ 天守閣解体工事設計業務

- 解体工事設計図
- 設備解体方針計画書

(3) 調査業務

(ア)各調査報告書 一式

調査報告書の内容、提出部数については監督員の指示による。

(イ)各調査報告書の提出物

- 史実調査報告書
- 地盤調査報告書
- アスベスト調査報告書
- 敷地測量調査報告書
- 石垣調査報告書

(4) 積算業務

ア 積算（仮収蔵庫、素屋根、構台、橋梁（史跡外準備）、内堀盛土、現天守閣解体工事に限る）

- 工事積算数量算出書
- 工事積算数量調書
- 単価作成資料
- 見積検討資料（見積書含む）
- 工事費内訳書

イ その他

- ・ 各記録書
- ・ 科目別内訳表
- ・ 変更金額一覧表(必要に応じて)
- ・ 監督員が指示するもの

(5) 施工技術検討業務

ア 施工技術検討資料

- ・ 要求水準確認計画書
- ・ 要求水準確認報告書
- ・ 事業工程表
- ・ 工程計画概要書
- ・ 施工計画概要書

イ その他

- ・ 各記録書

(6) 関係法令等行政手続き

ア 行政手続き

- ・ 関係機関等への提出書類の写し
- ・ 各種認定通知書等
- ・ 仮設建築物に係る計画通知書
- ・ その他の作成資料

イ その他

- ・ 現状変更申請手続きにかかる関係官庁等との協議及び打合せ議事録
- ・ 文化庁復元検討委員会、天守閣部会等に係る資料等の原稿
- ・ 上記天守閣部会等の議事録等
- ・ 監督員が指示するもの

6. 実施体制

(1) 受注者は本契約締結時において、次の実績を有する業者とアドバイザー契約等を締結し、協力を得ること。

- ・ 文化財保護法に基づき文化庁に申請する現状変更申請を含めた文化庁との調整及び文化財建造物の復元や保存修理の技術面（設計管理、歴史的技法の調査、伝統的技術の施工指導及び記録作成）の実績を有する者

(2) 受注者は本契約締結時において、次の実績を有する技術者を配置すること

- ・ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく一級建築士の資格を有し、かつ、文化財保護法に基づく重要文化財又は地方公共団体の条例に基づく指定有形文化財である建造物の保存修復工事における設計業務の実務経験を有する者

7. その他

受注者は、契約期間に関わらず、最新の事業工程表に併せて、別途契約される業務に必要な資料を

発注者に提出すること。また、資料提供の時期については発注者と協議すること。

8. 貸与品

受注者に以下のものを貸与する。

- 名古屋城天守閣昭和実測図
- 名古屋城跡全体整備計画
- 名古屋城天守閣復元課題調査報告書
- 名古屋城天守閣復元課題検討報告書
- 礎石測量図
- 既設地盤調査資料
- 既存名古屋城天守閣図面
- 天守閣復元計画に関する名古屋市所有の資料・写真・報告書等

情報の保護及び管理のための特記仕様書（業務委託用）

平成29年5月
名古屋市観光文化交流局

この事務の処理の委託を受けた者は、事務を処理するに当たり、次の「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

情報取扱注意項目

（基本事項）

第1 この事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（関係法令等の遵守）

第2 受注者は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

（適正管理）

第3 受注者は、本件業務に関して知り得た名古屋市（以下「発注者」という。）から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき発注者に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（機密情報の取扱いに関する特則）

第4 受注者は、本件業務を処理するために、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（第三者への提供及び目的外使用の禁止）

第5 受注者及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

（再委託の禁止又は制限等）

第6 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 受注者は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、本件業務において受注者が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 受注者は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、発注者が認めたときはこの限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第7 受注者は、発注者から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物（発注者の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

（情報の返却・廃棄）

第8 受注者は、発注者の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち発注者から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。

2 受注者は、保有する必要がなくなった取得情報を確実に速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、発注者の承認を得た場合はこの限りではない。

（情報の授受）

第9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて発注者の指名する職員と受注者の指名する者との間において行うものとする。

（報告等）

第10 受注者は、発注者が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、発注者が取得情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（従事者の教育）

第11 受注者は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。

2 受注者は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。

3 受注者は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外使用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

（契約解除及び損害賠償等）

第12 発注者は、受注者が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

(1) 契約を解除すること。
(2) 損害賠償を請求すること。
(3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

（特定個人情報に関する特則）

第13 受注者は、本件業務が特定個人情報（保護条例第2条第7号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ発注者の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 受注者は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、発注者から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する事項のほか、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。

※ 個人番号関係事務の場合は、「第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第2条第13項に規定する個人番号関係事務実施者」に修正する。

障害者差別解消に関する特記仕様書（業務委託用）

平成29年5月
名古屋市観光文化交流局

この事務の処理の委託を受けた者は、事務を処理するに当たり、障害のある方に対して、次の内容に則った対応を行わなければならない。

（対応要領に沿った対応）

- 第1条 この事務の処理（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（平成28年1月策定。以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- 2 前項に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

（対応指針に沿った対応）

- 第2条 前条に定めるもののほか、受注者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

（再委託）

- 第3条 前2条の規定は、再委託（受注者に委託した本件業務を、当該受注者等が第三者に委託することをいう。）を受けた事業者について、準用する。

名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託仕様書

平成29年5月
名古屋市観光文化交流局

第一章 一般事項

(総則)

第1条

この仕様書は、名古屋市観光文化交流局が委託する名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務に適用する。

契約書類及び業務委託概要書に記載された事項以外は、この仕様書による。

(用語の定義)

第2条

(1) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は、管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行うもので、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。）第47条及び契約約款第8条に定める者をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。

(2) 「検査員」とは、契約規則第48条の規定による検査員をいう。

(3) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行うもので契約約款第9条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。

(4) 「指示」とは、監督員が受注者に対し、設計業務の遂行上必要な事項は、原則として書面をもって示し、実施させることをいう。

(5) 「承諾」とは、受注者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、監督員が原則として書面により業務上の行為に同意することをいう。

(6) 「協議」とは、原則として書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等な立場で合議することをいう。

(法令の遵守)

第3条

建築基準法、消防法及びその他の関係法令ならびに条例等を守り設計する。

(業務上の注意)

第4条

(1) 受注者は、業務上知りえた事項を、第三者に漏らしてはならない。

(2) 法令調査上必要となる関係諸官公署への問合せは、監督員の指示を受け行う。

(3) この仕様書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

(4) 成果品の中で使用する単位については、国際単位系（S I単位）を用いるものとする。

(再委託)

第5条

(1) 受注者は、設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託することはできない。

(2) 受注者はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算は除く）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合は、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託をする場合は、あら

かじめ監督員に下請負届を提出し承諾を受けなければならない。

- (4) 受注者は設計業務を再委託に付する場合には、書面により行い、再委託者との関係を明確にしておくとともに、再委託者に対し設計業務の実施について適切な指導及び管理のもとに設計業務を実施しなければならない。

なお、再委託者は名古屋市の指名競争入札参加有資格者（測量、建築設計等）である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(業務着手届及び業務日程表等)
第6条

受注者は、契約締結後14日以内に業務着手届及び業務日程表を提出しなければならない。

(検印等)
第7条

- (1) 成果品の作成を完了したときは、監督員の点検を受け、所定欄に監督員等の検印を受ける。
- (2) 成果品には、設計事務所名を明示する。
- (3) 上記明示位置は、設計図においては用紙タイトル枠の直近、構造計算書及び数量調書等は表紙の下部中央とする。

(資料の保存)
第8条

受注者は、監督員から指示がない限り、工事完了後3年間、設計及び積算の資料等を保存する。

(著作権)
第9条

この委託による成果品の著作権は、本市に帰属する。

(提出書類)
第10条

- (1) 受注者は、契約後すみやかに、管理技術者届と管理技術者を総括担当者とした業務委託実施体制届を1部提出する。変更したときも同様とする
- (2) 業務代理人及び主任技術者を受注者が置いたときは、すみやかに業務代理人届及び主任技術者届を提出しなければならない。変更したときも同様とする。
- (3) 設計完了支払請求は、業務が完了したとき、業務完了届1部、成果品目録1部を提出し、検査に合格したうえ、請求書に支払請求内訳書又は請求代金内訳書を添えて行う。

(業務日誌等)
第11条

受注者は、設計図書に定めるところにより、業務日誌等の記録を整備し、担当監督員の請求があったときは提出しなければならない。ただし、担当監督員の承諾を得て省略することができる。

(資料の貸与及び返却)
第12条

- (1) 監督員は設計図書に定められた図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料の必要がなくなった場合は、直ちに監督員に返却するものとする。
- (3) 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復する

	ものとする。
	(4) 受注者は、守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。
	(5) 受注者は、資料等の貸与を受けるときは、貸与品受領書を提出しなければならない。
(第三者被害の防止) 第13条	受注者は、業務委託に関連して第三者に被害を及ぼすことのないよう充分留意しなければならない。
(事故報告) 第14条	受注者は、業務委託に関連して発生した事故について、直ちに業務委託事故発生報告書を提出しなければならない。
(完了検査) 第15条	受注者は、業務委託が完了したときは、直ちに業務完了届を提出し、必要な書類を整備のうえ、検査を受けなければならない。
(指定部分完了検査) 第16条	設計図書中に、業務の成果物について業務の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、前条第1項中の「業務」を「指定部分の業務」と読み替えて、前条の規定を準用する。
(中間検査) 第17条	必要があるときは、検査の目的、内容及び期日を示して、当該業務委託について中間検査を行う場合がある。
(関係官公庁への手続き等) 第18条	(1) 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。 (2) 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を監督員に報告し、協議するものとする。
(妨害又は不当要求に対する届出義務) 第19条	(1) 受注者は、業務の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、監督員に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。 (2) 受注者が第1項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

第二章

設計業務

(設計方針)

第20条

- (1) 公共建築物にふさわしい安全性、耐久性、機能性、経済性及び快適性に配慮し設計する。
- (2) 敷地、道路、周辺の環境等の施工条件を考慮し、施工性が良いように設計する。
- (3) 公共建築としての長期にわたる社会的役割に留意し、省エネルギー対策、障害者及び高齢者等の使用上の対策、その他の諸要求に配慮し設計する。
- (4) 工事費の適正配分と効率的使用を図り、経済的合理性に配慮し設計する。
- (5) 維持管理が容易で、計画的に保全できるよう、材料、工法及び機器の選定を行う。

(報告書等の作成)

第21条

受注者は、下記(1)から(5)の報告書等を提出する。ただし、業務委託内容により報告の必要がないと認められる場合は、監督員の承諾を得てその提出を省略することができる。

(1) 敷地調査報告書

設計着手前に敷地調査を行い、別冊「成果品作成要領」による敷地調査報告書(様式1)に現況写真を添えて提出する。

なお、障害物、工事公害、周辺道路・橋梁等について問題が予測される場合は、事前に監督員と協議する。

(2) 関係法令等調査報告書

設計着手前に、建築基準法、消防法はじめ建築を規制する法令、条例等の調査を行い、報告書を提出する。

(3) 類似事例調査報告書

類似建築物の調査を行い、報告書を提出する。

(4) 経済性検討報告書

- ① 建設費、運転・維持費、修繕費を総合的に考慮した経済性の検討を行い、報告書を提出する。
- ② 構造、設備方式については、数種の案を作成し、安全性、経済性等の検討を行う。
- ③ 基礎構造については、数種の案について検討する。

(概略案の作成)

第22条

監督員の指示によるものは、実施設計に先立ち、配置計画(屋外整備を含む)、意匠設計、構造計画、設備計画、工事費等について検討を加えた概略案を作成し、事前に監督員の承諾を受け、実施設計を行う。

(建築基本設計)

第23条

建築基本設計は、以下の項目について行う。

(1) 基本計画書

以下の項目のうち、必要なものについて記述し、A4版又はA3版で製本し、業務委託概要書に記載の部数提出する。

(a) 計画主旨

- (b) 関係法規チェックリスト
- (c) 全体配置計画（敷地概況図共）
- (d) 各階平面計画
- (e) 立面図
- (f) 断面図
- (g) 各階各室面積表
- (h) 意匠計画（景観に関する検討書共）
- (i) 構造計画
- (j) 建築物環境計画書
- (k) 全体外構計画
- (l) 緑化計画又は植栽計画
- (m) 雨水流出抑制計画
- (n) 建物全般の機能計画
- (o) 管理計画及び管理区分面積表
- (p) 概算工事費
- (q) 仮設計画（工事車両運行計画共）
- (r) 工程計画
- (s) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの
- (t) その他監督員の指示によるもの

(2) 透視図

特記により、監督員と打合せを行い、下記の透視図を作成する。（枚数及び大きさは業務委託概要書による。）

- (a) 外観
- (b) 内観

(設備基本計画書)
第24条

以下の項目のうち必要なものについて建築基本計画書と整合させ記述し、A4版又はA3版で製本のうえ、業務委託概要書に記載の部数提出する。

- (a) 関連法規チェックリスト
- (b) 建物の機能計画（将来計画を含む）
- (c) 建築物環境計画書
- (d) 各設備の配置計画（屋外共）
- (e) 機器一覧表
- (f) 負荷計算等計算書
- (g) 保守管理計画（管理区分共）
- (h) 料金システムの検討
- (i) ダクト、パイプシャフトスペースの検討
- (j) 電源計画
- (k) 照明計画
- (l) 通信計画
- (m) 放送設備計画
- (n) 電気時計計画
- (o) 防犯・防災計画
- (p) 昇降設備計画
- (q) 屋外設備計画（景観を含む）
- (r) 自動制御計画

- (s) 空調計画（経済性の検討共）
- (t) 給排水計画
- (u) 消火設備計画
- (v) ガス設備計画
- (w) 搬送設備計画
- (x) 概算工事費
- (y) その他学識経験者及び文化庁等との協議によるもの
- (z) その他監督員の指示によるもの

(打合せ)
第25条

- (1) 監督員との打合せ
業務の詳細及び当該工事範囲について、監督員と十分に打合せを行い設計する。
業務の進行状況に応じて、業務の各区分ごとに進捗状況を監督員に報告し、業務遅延防止のため十分な打合せを行う。打合せた結果については、受注者が打合せ記録を作成し、相互に内容を確認する。
- (2) 発注者支援業務受注者との打合せ
市が本事業に対して、別途発注者支援業務を委託したときは、発注者支援業務受注者と打合せを行い、成果品について、くいちがい、漏れのないようにする。

第三章 積算業務

(積算)
第26条

受注者は、業務委託概要書に指示がある場合は、(1)の基準により(2)の積算業務を行う。

- (1) 数量の積算は、以下のうち、監督員が指定する基準による。
- 「建築数量積算基準・同解説」（建築工事建築数量積算研究会制定）
 - 「建築設備数量積算基準・同解説」（国土交通大臣官房官庁営繕部）
 - 「公共住宅建築工事積算基準」（公共住宅建設事業者等連絡協議会編）
 - 「公共住宅機械設備工事積算基準」（公共住宅建設事業者等連絡協議会編）
 - 「公共住宅電気設備工事積算基準」（公共住宅建設事業者等連絡協議会編）
 - 「機械設備工事積算基準」（名古屋市住宅都市局）

- (2)
- ① 「工事費内訳書」は、積算単価項目表の順に、名称、品種、形状・寸法、数量、単位、備考等を記入する。
 - ② 「数量調書」は、各工事項目ごとに見出しをつけ、一覧表に整理し、第三者が容易に判別できるようにした「ひろいだし原稿」をいう。

(参考見積)
第27条

- (1) 監督員の指示により、参考見積を徴取するときは、適正に内容を理解できる資料を明示し、工事件名をふせ、使用の可否についても回答しないこと。
- (2) 参考見積は、原則として3者から徴取、整理し、見積比較表を提出する。

第 四 章

そ の 他 の 業 務

(電子データ納品)

第 28 条

受注者は、業務委託概要書に適用記載のある電子納品の基準により、最終成果品を電子データとして納品する。

(業務カルテの作成

・登録)

第 29 条

受注者は、業務委託概要書に指示がある場合は、業務完了後すみやかに、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)利用規約に基づき業務カルテを作成し、監督員の確認を受ける。また、確認後の業務カルテを(財)公共建築協会 公共建築設計者情報センターへ提出のうえ業務カルテ受領書を受け取り、業務完了後10日以内にその写しを監督員に提出する。

実施設計委託 成果品作成要領

(平成29年5月)

名古屋市観光文化交流局

目次

設計図書作成要領 [建築、外構・植栽の部]	1
1章 一般事項	1
2章 建築の部	2
1節 意匠図	2
2節 構造図	5
3節 構造計算書	5
4節 工事費積算書	6
3章 外構・植栽の部	7
1節 設計図	7
2節 計算書	8
3節 工事費積算書	8
付表	9
設計図書作成要領 [機械設備、電気設備の部]	10
1節 一般事項	10
2節 設計図	11
3節 検討事項及び計算書・検討書	12
4節 工事費積算書	13
日影図作成要領	14
1節 一般事項	14
2節 日影図共通事項	14
3節 法定日影図	15
4節 条例日影図	15
5節 敷地高低測量	15
6節 説明用掲図	16
テレビ受信障害事前調査実施要領	17
1節 総則	17
2節 机上検討	17
3節 受信状況調査	17
テレビ受信障害中間・事後調査実施要領	19
1節 総則	19
2節 受信状況調査	19
敷地調査報告書 (様式1)	20
特定施設整備計画届出書 (様式2)	22
ユニバーサルデザイン整備基準整備計画 (変更) 書 (様式3)	35

設計図書作成要領

[建築、外構・植栽の部]

1章 一般事項

1.1.1 総則

- (a) 設計図書等（工事概要、特記仕様書、意匠図、構造図、構造計算書、工事費積算書）の作成は、原則として、この要領による。
- (b) 使用材料の呼称は、工事共通仕様書及び日本工業規格による一般名称（規格のないものについては一般的な名称）を用い、原則として、固有商品名（登録商標等）を表示しない。
- (c) 材料の製作所を指定する場合は、原則として、特記仕様書に記載することとし、一社指定を避ける。
- (d) 設計図書等で使用する単位は、国際単位系（S I 単位）とする。

1.1.2 工事概要

- (a) 工事概要は、下記の事項などについて表示する。
 - (1) 件名
 - (2) 場所
 - (3) 地域・地区
 - (4) 敷地面積
 - (5) 建築面積、延べ面積、各階床面積
 - (6) 容積率、建ぺい率
 - (7) 最高高さ、軒の高さ
 - (8) 主要用途
 - (9) 構造、階数
 - (10) 工事種別（新・増・改築等の区別）
 - (11) 基礎地業（くい基礎の場合は種別）
 - (12) 取りこわし工事（構造、面積その他特記すべき事項を明示する）
 - (13) 外構工事……擁壁、排水、舗装、植栽
 - (14) その他工事……門、塀、浄化槽、水飲み手足洗い場等
- (b) 上記のほか、特記すべき事項について明記する。

1.1.3 特記仕様書

工事特記仕様書は、住宅都市局制定様式に、公共建築工事標準仕様書で選択事項となっている部分を明確化し、あるいは、特記すべき事項を明記する。

1.1.4 図面共通事項

- (a) 用紙は、原則としてA1版の良質なトレーシングペーパーとする。
- (b) 表示文字、数字は、縮小版を作成しても明瞭に判別できるように、大きくわかりやすく表示する。
- (c) 寸法の単位は、mmを原則とし、単位記号は付けない。
- (d) 建築工事に関連する設備などの別途工事区分は、点線で図示し、「別途」と明記する。
- (e) 用紙タイトル枠の直近に設計事務所名を明記する。
- (f) 地中障害物等（地中障害物※、土壌汚染、爆弾探査等）を調査、撤去又は存置（一部又は全部）する場合において作成される図面は、図面表題に「(地中障害物等含む)」を明記する。

※ 地中障害物の例

基礎、杭、地盤改良部分、浄化槽、オイルタンク及びボックスカルバートなど、今後建物を建設する上で大きな支障となるものを対象とする。

1.1.5
図面共通記号

図面に使用する記号は、原則として付表の記号を使用し、新たに定める記号とともに、設計図中に凡例としてまとめて明記する。

1.1.6
図面目録

- (a) 図面目録は、工事件名記載の上、図面番号と図面表題を列記する。
- (b) 図面番号は、図面表紙、図面目録、特記仕様書及び工事概要の順とし、その後は2章及び3章に示す設計図の順とする。

2章 建築の部

1節 意匠図

2.1.1
付近見取図

工事場所、方位（北を上に乗図）、道路、停留所その他目標となるものを表示する。

2.1.2
配置図

縮尺 1/100～1/1000

(a) 敷地

- (1) 敷地境界線（寸法表示）、周辺道路とその幅員、計画道路を表示する。
- (2) 現況地盤の高低と完成時地盤高及びベンチマークを表示する。
- (3) 方位記号を表示する（原則として北を上に乗図）。

(b) 建物

- (1) 既設、今回工事及び計画を区別明示し、棟別名称を表示する。
- (2) 建物位置及び建物寸法は、通り心を基準として心々寸法で表示する。

(c) 付属施設

- (1) 門、塀、フェンス、境界石、植樹、街灯、ポンプ室、水槽、浄化槽等を表示する。
- (2) 建築工事に含まれる給排水設備等とその経路を表示する。
- (3) 延焼の恐れのある部分を表示する。

2.1.3
求積図

縮尺 1/100～1/500

- (a) 求積図と根拠計算表を表示する。
- (b) 建築面積、各階床面積及び集計表を表示する。
- (c) 単位は m^2 とし、少数点以下3位を切り捨て、少数点以下2位で表示する。

2.1.4
仕上表

外部仕上、内部仕上について表示する。

2.1.5
平面図

縮尺 1/100～1/300

(a) 方位

原則として、上方を北とする。

(b) 通り記号

X方向 左より右へ X1、X2、X3…… とする。

Y方向 下より上へ Y1、Y2、Y3…… とする。

(c) 室名等

室名、間取り、開口部、壁の種類、造付け家具、床高低差（基準床面より高低差のあるもの）を表示する。

(d) 出入口、窓、建具及び開口部

- (1) 出入口、窓及び建具を表示記号に従い表示し、防火戸の種類、ブラインド、カーテンレールの有無等を付記する。
- (2) パイプシャフト（PS又はEPS）、ダクトスペース（DS）、エアダクト（AD）及び吹き抜け等を表示する。

- (e) 工事範囲
施工範囲及び増築計画を表示し、他工事（別途工事）との区分を明示する。
- (f) その他の表示
 - (1) エレベータ（EV）、便器、浴槽、洗面器、掃除用流し、洗濯防水パン、流し台、ガス台、冷蔵庫スペース、換気扇その他の建築設備を表示する。
 - (2) ドレン、とい、手すり、タラップ、避難器具、床マットその他の金物を表示する。
 - (3) 水槽、屋上伸縮目地、点検口、マンホール、桧、側溝、室名札、黒板、掲示板、カウンター、書架、案内板等を表示する。

2.1.6
立面図

縮尺 1/100～1/300

- (a) 原則として、4面表示する。
- (b) 外装区分、外壁目地、非常用進入口、斜線制限線、避雷針及びその保護範囲、手すり、タラップ、縦とい、旗竿金物、館名文字、がらり、給気口、高架水槽、設備フードその他の建築設備を表示する。
- (c) 建築設備機器等で別途工事の場合、点線で表示する。

2.1.7
断面図

縮尺 1/100～1/300

- (a) 原則として2面以上表示する。
- (b) 設計地盤高、各階高、軒高、最高の高さ、天井高、床高、通り記号、軒の出等を表示する。
- (c) 設計地盤（GL）を基準とし、各階の床面位置を下階より順に 1FL、2FL・・・ように表示する。
- (d) 切断か所は平面図に表示する。
- (e) 別途工事との区分を表示する。

2.1.8
矩計図

縮尺 1/20～1/50

- (a) 建物の階数が異なるとき又は別棟となるときは、それぞれについて作成する。
- (b) 原則として、切断面だけを表現する。
- (c) 通り記号及び室名を表示し、必要に応じて仕上げ名も表示する。
- (d) 切断か所は平面図に表示する。

2.1.9
平面詳細図

縮尺 1/20～1/50

- (a) 平面詳細図一般事項
 - (1) 図は、原則として平面図と同じ向きに配置する。
 - (2) 平面詳細図は同一平面でない限り、原則として各階の各部分を表示する。
 - (3) 床及び壁仕上げは、原則として2種以上の仕上げで取合い等が仕上表等から判断しにくい場合のみ表示し、特に必要としない限り表示しない。
 - (4) 通り記号及び室名を表示する。
 - (5) 別途工事との区分を表示する。
- (b) 寸法
 - (1) 主要部分の寸法、厚さ及び関係寸法を表示する。
 - (2) 開口部の位置及び内法寸法を表示する。

2.1.10
断面・部分詳細

縮尺 1/2～1/50

- (a) 別図との重複をなるべく避け、積算時に誤解される恐れのあるか所などを大きく、詳しく表示する。
- (b) 切断か所は、平面図又は平面詳細図に表示する。

2.1.11
階段詳細図

縮尺 1/20～1/50

平面図、断面図、各部詳細図を表示する。

- (a) 寸法
 - (1) 主要部分の寸法、階段及び踊り場の有効幅、通り記号、高さ等を表示する。
 - (2) 蹴上げ、踏み面は、トータル寸法も表示する。
例：蹴上げ 160mm、段数 20 段の場合

160×20=3,200 と寸法線に沿って表示する。

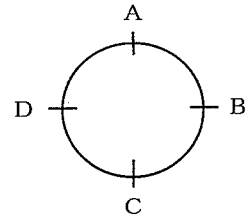
- (b) その他
屋上への昇降、階数表示板、幅木その他各部詳細を表示する。

2.1.12
展開図

縮尺 1/50

(a) 展開図一般事項

- (1) 展開図の方向は、右記の例により、平面図又は平面詳細図に表示し、A、B、C、Dの順に表示する。
- (2) 重複する面以外は、原則としてすべて表示する。
- (3) 床仕上げ、天井仕上げ、断面の仕上げは表示しない。
- (4) 仕上げ区分の異なる部分は、明示する。
- (5) 別途詳細図に明示する吊戸棚、流し台、カウンター等は、略断面にとどめ、重複しないようにする。
- (6) 建築設備機器で別途工事の場合、点線を表示する。
- (7) 室名を表示する。



(b) 寸法

- (1) 天井、腰、幅木の各高さを表示する。
- (2) 通り心又は壁心からの寸法を表示し、通り記号も付記する。
- (3) 床の高低をFLを基準として表示する。
- (4) 開口部の位置及び内法寸法を表示する。

(c) その他

- (1) 便器、浴槽、洗面器、掃除用流し、流し台、ガス台、水切棚、吊戸棚、換気扇、給気口、消火栓ボックス、分電盤、端子盤その他の建築設備を表示する。
- (2) 手すり、タラップ、避難器具、物干金物、その他の金物を表示する。
- (3) 搬入口、点検口、その他の開口、掲示板、黒板、案内板、カウンター、書架、棚、ボックス類等を表示する。

2.1.13
天井伏図

縮尺 1/100～1/300

(a) 天井伏図一般事項

- (1) 壁、柱の断面は、仕上げ線のみで表現する。
- (2) 必要な場合は、割り付けを表示する。
- (3) 室名を表示する。
- (4) はり形露出の場合は、仕上げを明示する。

(b) 寸法

主要部分の寸法を表示し、通り心には記号を表示する。

(c) その他

照明器具、吹出口、吸込口、点検口、天井扇、カーテンボックス及びレール等を表示する。

2.1.14
建具平面図

縮尺 1/100～1/300

(a) 記号は○印で表し、上段に建具記号、下段に番号を表示する。

(b) 建具平面図には、通り心、通り記号及び防火区画を表示する。

2.1.15
建具表

縮尺 1/50

(a) 建具表一般事項

- (1) 記号、種別、種類（材質）、開閉方式、防火性能、使用場所、数量、形状寸法（見付け、見込み、内法）、仕上げ等を表示する。
- (2) 建具形状図は、室内側からの姿を描く。

(b) ガラス

種別、厚さ及びガラス止め工法（材料）を表示する。

(c) がらり

形状寸法及び材質を表示する。

(d) 枠

形状寸法（見付け、見込み）、材質及び枠回り詳細図等を表示する。

(e) 建具金物

支持金物、開閉金物、締め金物及び連動装置等を表示する。

2節 構造図

2.2.1

土質柱状図

孔内水位、調査深度、標高、土質、深度、層厚、現場観察記録、標準貫入試験の結果、くい支持点の位置等を表示する。

2.2.2

くい伏図

縮尺 1/100~1/300

- (a) 試験くいのある場合は、明示する。
- (b) くい径及びくい長のリストを作成する。
- (c) くい位置は、通り心からの寄り寸法も表示する。
- (d) 配筋基準図によらないくい頭の補強を行う場合は、くい頭補強方法を明示する。
- (e) 基礎深さの異なる場合は、明示する。

2.2.3

基礎伏図

縮尺 1/100~1/300

- (a) 通り記号、基礎、基礎ばり、最下階の柱、壁等の記号及び位置を表示する。
- (b) 補強を要する基礎ばり貫通孔は、明示する。
- (c) 基礎深さの異なる場合は、明示する。

2.2.4

床伏図

縮尺 1/100~1/300

- (a) 通り記号、柱、はり、壁、床版等の記号及び位置を表示する。
- (b) はり及び床版に高低差がある場合は、表示する。
- (c) 木造部分の床組がある場合は、図示する。
- (d) 補強を要する貫通孔は、明示する。

2.2.5

軸組図

縮尺 1/100~1/300

- (a) 通り記号、柱、はり、壁等の記号及び位置を表示する。
- (b) はり、床版の高低差を表示する。
- (c) 原則としてX、Y両方向についての全種類の軸組図を表示する。

2.2.6

断面リスト

縮尺 1/20~1/50

- (a) 柱、基礎ばり、大ばり、小ばり、壁、床版について表示する。
- (b) 断面寸法が同じで、配筋も同じものは、原則として同一記号で表示する。
- (c) 柱・梁の接合部について鉄筋の納まり等を検討し、必要があれば図示する。

2.2.7

床版、壁、 階段配筋表

縮尺 1/20~1/50

壁、床版、階段の配筋及び開口補強は、原則として配筋基準図の基準配筋による。

2.2.8

雑配筋図

縮尺 1/20~1/50

ふかし配筋、配筋取合い、スリーブ補強、受水槽、高架水槽、煙突、土間スラブ、開口部補強、庇、パラペット、架台基礎等の配筋を表示する。

2.2.9

配筋基準図等

配筋基準図、鉄骨基準図は住宅都市局制定のものを使用する。

3節 構造計算書

- 2.3.1
様式等
- (a) A 4 縦使い左綴じ製本とし、表紙に件名、作成年月日を記載し、設計事務所名及び代表者等の押印を行う。
(b) 建築物の耐震安全性の分類は、原則として監督員の指示による。
- 2.3.2
構造計算報告書
- 構造計算報告書は、「構造計算により安全性を確かめた旨の証明書」(建築士法第 20 条第 2 項)による。ただし、構造設計一級建築士の関与が義務付けられる建築物については、構造計算報告書に構造設計一級建築士によるものである旨の表示をする。
- 2.3.3
一般事項
- (a) 建物概要
階数、階高、用途、建築面積、延べ面積、軒高、最高の高さ、はり間、桁行等を記載する。
(b) 構造概要
構造概要、設計の考え方は、構造計算報告書に記載する。
(c) 使用材料、材料の許容応力度
使用材料、材料の許容応力度を、わかりやすく表にまとめ記載する。
(d) 設計用荷重
(1) 各階、各室ごとに、固定荷重、積載荷重を表にまとめ記載する。
(2) 略平面 に積載荷重のうちの特殊荷重(クーリングタワー、高架水槽、金庫、倉庫棚、電算機、受水槽、ボイラー、空調機、発電機等)の位置を明記する。
(e) 判別ルート
判別ルート名称は、構造計算報告書のルート名称を使用し表示する。
(f) 部材の仮定断面等
柱、はり、壁等の仮定断面、壁量等を表又は伏図等に整理し、記載する。
- 2.3.4
応力計算
- (a) 原則として、応力計算の過程は、わかりやすくまとめ記載する。
(b) コンピュータにより応力計算を行う場合は、計算結果を応力図等により表示する。
- 2.3.5
部材断面算定
- (a) 部材断面算定の条件を明示する。
(b) 部材断面は、わかりやすく表にまとめ記載する。
- 2.3.6
各部の設計
- 床版、擁壁、貫通孔補強、階段その他の部材を設計する。
- 2.3.7
非構造部材の耐震性
- 主要な内装材、家具、事務機器等の耐震安全性を検討する。
- 2.3.8
建築設備の耐震性
- 建築設備の耐震性は、建築との取り合い部分の安全性を検討する。

4 節 工事費積算書

- 2.4.1
名称
- (a) 名称欄に表示する項目の名称は、原則として「公共建築工事標準仕様書」(公共建築協会編)又は「公共住宅建設工事共通仕様書」(公共住宅建設事業者等連絡協議会編)の表現に準拠する。
(b) 略称を使用する場合は、この設計図書作成要領の図面共通記号による。
- 2.4.2
形状・寸法
- 材工共の区別、材料の厚さ、建具の略称、形状等を表示する。

2.4.3
数量

- (a) 原則として、小数点以下2位を四捨五入し、小数点以下1位で表示する。ただし、100以上の数値については小数点以下1位を四捨五入し、整数で表示する。
(b) 原則として、以下の各項目については、数量欄に「一式」と表示し、別紙計算書又は備考欄に計算根拠を記載する。

- 1 直接仮設 : 全項目
- 2 土工 : 機械運搬
- 4 コンクリート : 打設手間、ポンプ機械損料、足場
- 5 型枠 : 型枠支保工
- 7 鉄骨 : 鉄骨工場加工組立費、鉄骨足場、災害防止、建方機械損料、超音波探傷試験
- 13 金属 : 軽量鉄骨壁下地開口補強、軽量鉄骨天井下地開口補強
- 15 木製建具 : 建具金物、取付費
- 16 金属製建具 : 建具金物
- 23 共通仮設 : 積み上げ分全項目
他、監督員の指示による項目

2.4.4
単位

長さ、面積、体積及び重量の単位は、原則として、それぞれm、m²、m³、及びt (kg)とする。

2.4.5
備考

数量調書は設計事務所名を表紙下部中央に明記する。
その他、特記すべき事項について記載する。

2.4.6
複合単価

- (a) 複合単価（代価）の作成は、監督員の指示による。
(b) 複合単価を構成する数量の有効桁数は、「国土交通省建築工事積算基準」（公共建築協会編）又は「公共住宅建築工事積算基準」（公共住宅建設事業者等連絡協議会編）に準ずる。

3章 外構・植栽の部

1節 設計図

3.1.1
付近見取図

工事場所、方位（北を上）に作図）、道路、停留所その他目標となるものを表示する。

3.1.2
平面図

縮尺 1/100～1/500

- (a) 敷地境界線、周辺道路とその幅員（既設構造物を含む）を表示する。
- (b) 現況地盤高と完成時地盤高及びベンチマークを表示する。
- (c) 方位記号を表示する。（原則として北を上）に作図）
- (d) 既設、今回工事及び計画を区分明示する。
- (e) 工事種別ごとの平面図が必要な場合は、監督員の指示により作成する。

3.1.3
構造図

縮尺 1/10～1/50

構造は、外構標準構造図等によるほか、監督員の指示による。

3.1.4
その他設計図

擁壁縦横断面図、展開図、道路縦横断面図、排水図、縦横断面図等については監督員の指示により作成する。

2節 計算書

3.2.1 計算書の種類

監督員の指示により、構造計算書、雨水排水計算書、その他の計算書を提出する。

3.2.2 様式

A4縦使い左綴じ製本とし、表紙に件名、作成年月日、設計事務所名、設計担当者名を記載する。

3節 工事費積算書

3.3.1 名称

名称の表示は、外構標準構造図等によるほかは、監督員の指示による。

3.3.2 形状・寸法

材工共の区別、材料の規格等を表示する。

3.3.3 数量

原則として、小数点以下2位を四捨五入し、小数点以下1位で表示する。ただし、100以上の数値については小数点以下1位を四捨五入し、整数で表示する。

3.3.4 単位

長さ、面積、体積及び重量の単位は、原則として、それぞれm、 m^2 、 m^3 、及びt(kg)とする。

3.3.5 複合単価

- (a) 複合単価（代価）の作成は、監督員の指示による。
- (b) 複合単価を構成する数量の有効桁数は、「国土交通省建築工事積算基準」（公共建築協会編）、「土木工事設計積算基準」（土木工事積算研究会編）又は「公共住宅建築工事積算基準」（公共住宅建設事業者等連絡協議会編）に準ずる。

付表 図面共通記号

項目	表示事項	表示記号	表示事項	表示記号
一般事項	基準地盤面 基準床面 ベンチマーク n階床版面 塔屋屋階 屋階 n階 地下n階 センターライン 縮尺	GL FL BM nSL PHRF RF nF BnF ⊕ S、s	高さ 長さ 幅 半径 直径 間隔 厚さ 階段の上り方向 階段の下り方向	H、h L、 W、w R、r D、d、φ @ ア、t UP DN
塗装記号 (公共建築工 事標準仕様書 (建築工事編) を使用する場 合)	合成樹脂調合ペイント塗り 合成樹脂エマルジョンペイント塗り 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り 耐候性塗料塗り アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	SOP EP EP-T EP-G DP NAD	クリアツッカー塗り ツッカーエマル塗り ウレタン樹脂ワニス塗り オイルステイン塗り 木材保護塗料塗り	CL LE UC OS WP
塗装記号 (公共住宅 建設工事共 通仕様書を 使用する場 合)	合成樹脂調合ペイント塗り 合成樹脂エマルジョンペイント塗り 合成樹脂エマルジョン模様塗料塗り つや有り合成樹脂エマルジョンペイント塗り アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り 耐候性塗料塗り	S.O.P E.P E.P-T E.P-G N.A.D D.P	クリアツッカー塗り ツッカーエマル塗り ウレタン樹脂ワニス塗り オイルステイン塗り 木材保護塗料塗り	C.L L.E U.C O.S W.P
建具記号	アルミニウム製戸 アルミニウム製窓 アルミニウム製がらり 鋼製戸 鋼製窓 鋼製がらり 重量シャッター ステンレス製戸 ステンレス製窓 ステンレス製がらり	AD AW AG SD SW SG SS SSD SSW SSG、STG	スライディングドア 木製戸 木製窓 木製がらり ふすま 間仕切り壁	SLD WD WW WG F P
設備一般記号	ダクトスペース パイプスペース 電気用パイプスペース エレベーター エアダクト	DS PS EPS EV AD		

(注) 上記以外の事項について表示記号を定める場合は、上記記号を参考に監督員の承諾を得て記号を決する。

設計図書作成要領

[機械設備、電気設備の部]

1 節 一般事項

1.1

総則

- (a) 設計図書等（工事概要、特記仕様書、設計図、工事費積算書）の作成は、原則として、この要領による。
- (b) 使用材料の呼称は、工事共通仕様書及び日本工業規格による一般名称（規格のないものについては一般的な名称）を用い、原則として、固有商品名（登録商標等）を表示しない。
- (c) 材料の製作所を指定する場合は、原則として、特記仕様書に記載することとし、一社指定を避ける。
- (d) 設計図書等で使用する単位は、国際単位系（S I 単位）とする。

1.2

工事概要

工事概要は、特記仕様書用紙に、指定の様式にしたがい表示する。

1.3

特記仕様書

- (a) 特記仕様書は、各課指定の用紙に、指定の様式にしたがい表示する。
- (b) 機械設備の特記仕様書の作成は、「機械設備工事設計・施工マニュアル」（名古屋市住宅都市局）D 設計図書作成のための手引きによる。

1.4

図面共通事項

- (a) 用紙は、原則としてA 1 版の良質なトレーシングペーパーとする。
- (b) 表示文字、数字は、縮小版を作成しても明瞭に判別できるように、大きくわかりやすく表示する。
- (c) 寸法の単位は、mm を原則とし、単位記号は付けない。
- (d) 図面は、各設備工事ごとに分類整理できるように作成する。
(注)機械設備の場合
衛生設備、空気調和設備、ガス設備など
電気設備の場合
強電設備、弱電設備、電話設備、火災報知設備、エレベーター設備など
- (e) 各課備え付けの標準図が使用できるものは、第二原図を作成し、図面の一部としてもよい。
- (f) 用紙タイトル枠の直近に設計事務所名を明記する。
- (g) 地中障害物等（地中障害物※、土壌汚染、爆弾探査等）を調査、撤去又は存置（一部又は全部）する場合において作成される図面は、図面表題に「(地中障害物等含む)」を明記する。
※ 地中障害物の例
基礎、杭、地盤改良部分、浄化槽、オイルタンク及びボックスカルバートなど、今後建物を建設する上で大きな支障となるものを対象とする。

1.5

図面共通記号

機械設備の図面に使用する記号は、原則として、「機械設備工事設計・施工マニュアル」（名古屋市住宅都市局）A 共通事項による。

1.6

図面目録

- (a) 図面目録は、工事件名記載の上、図面番号と図面表題を列記する。
- (b) 図面番号は、工事概要及び特記仕様書を先頭とし、設計図を続ける。

2節 設計図

	機械設備	電気設備
付近見取り図	(a) 工事場所、方位（北を上）に作図）、道路、停留所その他目標となるもの	(a) 同左
配置図	(a) 縮尺 1/100～1/1000 (b) 凡例、建物（既設、今回施工及び将来計画の区分を明示）、方位（北を上）に作図）、道路本管の径（取付工事のある場合）、屋外工事	(a) 同左 (b) 凡例、建物（既設、今回施工及び将来計画の区分を明示）、方位（北を上）に作図）、電力・電話・CATV等の引き込み点、屋外工事
	機械設備	電気設備
系統図	(a) 系統図には、階高を記入 (b) 配管系統図（各階の配管径、分岐関係などを記入） (c) ダクト系統図（各系統ごとの風量、SFD、FFDなどを記入） (d) 制御システム構成図	(a) 同左 (b) 配線系統図 (c) 幹線種類、配管、ラックの種類別 (d) 必要に応じて天井高さ、室名、区画貫通処理の有無
平面図	(a) 縮尺 1/50～1/200 (1/100を標準とする) (b) 間取り、室名、開口部、壁の種類、造付け家具、雨どい、ひさし、通り記号など（建築図面との整合を図る） (c) 配管、ダクト、機器配置図	(a) 同左 (b) 同左 (c) 配管、配線、機器配置図
詳細図	(a) 縮尺 1/20～1/50 (b) 便所、厨房、機械室、その他必要部分 (c) 平面詳細、立面詳細、断面詳細、各部納まり図	(a) 同左 (b) 変電室（機器配置、結線図、線系統図） 発電機室（機器配置、結線図、発電機設備系統図） 避雷針（保護範囲） 電話交換機（機器配置、系統図） 昇降機（機器配置、結線図） その他必要部分
姿図又は参考図	(a) 縮尺は任意 (b) 厨房機器、空調用機器、制御盤、水槽類などで工事費算出及び工事施工上必要があるもの	(a) 同左 (b) 照明器具、端子盤、動力盤、特殊機器類などで工事費算出及び工事施工上必要があるもの
機器表	(a) 性能、形式、形状、付属品、動力、数量、設置場所など使用する機器を明確に表現	(a) 同左 (b) 参考外形寸法を記載
計算書	(a) 消火設備計算書、浄化槽設備計算書などは、設計図面に記載	(a) 発電機、静止形電源、放送設備などの容量計算は、設計図面に記載

3 節 検討事項及び計算書・検討書

原則として設計図面には記載しないが、監督員に提出すること。設計事務所名を表紙下部中央に明記する。

＜共通項目＞	
市設建築物の設計グレード	設計グレード区分に基づき、コスト縮減を配慮した設備の設計を行う。
名古屋市福祉都市 環境整備指針	人にやさしい環境整備の設計を行う。
市設建築物浸水対策 留意事項	敷地の条件、施設用途、建物の形態等により浸水対策に対応した設計を行う。
リサイクルの推進	建築副産物の発生抑制を図るとともに、リサイクルを考慮した設計を行う。
耐震検討書	「機械設備工事設計・施工マニュアル」、「電気設備工事設計・施工マニュアル」の耐震設計基準に基づき建築物を分類し、適切な耐震安全性に関する検討を行う。
公共建築物の 環境配慮整備指針	LCCO ₂ をできる限り削減した建築物の設計を目指し、その検証のため、環境配慮調査票（設計段階）への記入を行う。
公共建築物の 長寿命化指針	超寿命化仕様の建築物を目指した設計を行なう。
計画通知	該当する建物の計画通知のための設備に関する資料の作成を行う。
建築物エネルギー 消費性能確保計画等	該当する建物の建築物省エネ法に係る建築物エネルギー消費性能確保計画又は建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画について、設備に関する計算を行う。
建築物環境計画書	該当する建物のCASBE名古屋への設備に関する記入を行う。
騒音、振動計算書	騒音、振動により当該施設又は隣地に、影響の恐れがある機器等の騒音振動計算を行う。
＜機械設備＞	
給水計算書	配水管口径及び給水機器選定のために給水計算を行う。 新・改・増築等(引込み口径 40φ以上)には「給水装置工事計画協議書」を作成する。
排水計算書	排水管口径及び排水機器選定のために排水計算を行う。 排水設備築造等に関し、公共下水道に排水する場合は「下水排出計画書」(関連工事費の徴収対象に該当する場合)を作成する。
給湯計算書	給湯管口径及び給湯機器選定のために給湯計算を行う。
空調負荷計算書	熱源機器、搬送機器等の仕様を選定するために空調負荷計算を行う。
空調機器・ 配管・ダクト計算書	空調機器、配管口径、ダクト寸法等を選定するために計算を行う。
換気計算書	送排風機及びダクト寸法選定のために換気計算を行う。
空気バランスシート	区画ごとの空気バランスシートを作り、適切な換気を計画する。

<電気設備>

光害対策ガイドライン	「街路照明器具のガイド」、「屋外照明等設置チェックリスト」等を積極的に活用し、より良好な照明環境の実現に努める。
照度計算書	各室、各用途ごとの照度計算を行う。
電圧降下計算書	各電線の許容電流、電圧降下を検討し、適切な配線サイズを決定する。

※ 軽微な工事に付いては、監督員と協議のうえ省略することができる。

4節 工事費積算書

4.1 積算

設備の積算は、「機械設備工事積算要領」（名古屋市住宅都市局）、「電気設備工事積算要領」（名古屋市住宅都市局）、「公共住宅機械設備工事積算基準」（公共住宅建設事業者等連絡協議会編）又は「公共住宅電気設備工事積算基準」（公共住宅建設事業者等連絡協議会編）による。

4.2 積算単価項目表

機械設備の場合、積算単価項目表は、「機械設備工事積算要領」の（内訳書作成例）をあてる。

電気設備の場合、積算単価項目表は、「電気設備工事積算要領」の（内訳書作成例）をあてる。

日影図作成要領

1 節 一般事項

1.1

総則

(a) 建築基準法（以下「法」という。）第 56 条の 2 及び名古屋市中高層建築物日影規制条例（以下「日影規制条例」という。）に規定される日影図（以下「法定日影図」という。）、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例に規定される日影図（以下「条例日影図」という。）は、原則としてこの要領により作成する。

(b) この要領に記載のない事項は、業務委託概要書及び実施設計委託仕様書による。

1.2

日影図の種類

原則として、業務委託概要書に、作成枚数が 1 枚と表示されている場合は、条例日影図を作成し、作成枚数が 2 枚と表示されている場合は、法定日影図及び条例日影図を作成する。

2 節 日影図共通事項

2.1

用紙

用紙は、A1 版の良質なトレーシングペーパーを使用する。

2.2

寸法の単位

寸法の単位は、mm を原則とし、単位記号は付けない。

2.3

真北の確認

計画図に示される北と現地敷地の真北とを照合し、いつ、どんな方法で確認したかを、前面道路を基準線とした敷地の振り角度とともに、日影図に記入する。

2.4

緯度・経度等

北緯 35° 15′ 東経 136° 55′、冬至日の真太陽時を基準に日影図を検討し、「北緯 35° 15′ 東経 136° 55′、冬至日の真太陽時を基準とした。」と日影図に表示する。

2.5

縮尺

縮尺は、原則として 1/100 又は 1/200 とする。ただし、日影図が用紙 1 枚に表示できない場合には、別の縮尺とし、厳密な検討を必要とする部分のみ、1/100 又は 1/200 で表示する。

2.6

敷地境界線

本市貸与の計画図等と現地敷地を照合し、敷地境界線を確認し、図中に鎖線で表示する。

2.7

近隣の建築物の状況

敷地境界線から外周 10m の範囲又は午前 8 時から午後 4 時までの間に 2 時間以上地盤面に日影が生じる範囲の近隣の敷地の建築物の状況（住宅、店舗、工場等）、道路、空地、川等を、名古屋都市計画基本図（縮尺 1/2500）、住宅地図等により調査し、各日影図に表示する。（第二原図でも可）

2.8
建築物の位置等

- (a) 出窓、バルコニー、庇、建築設備等の日影を生じる部分を含め、建築物の外壁仕上げ面の線及び敷地境界線からの主要な距離を表示する。
建築物の各部分の平均地盤面からの高さを表示する。
- (b) 敷地内に、既設建築物がある場合には、その位置を表示する。

3節 法定日影図

3.1
日影線

冬至日の午前8時から午後4時までの各時刻に、法第56条の2第1項の水平面（以下「法定水平面」という。）に生じる日影の形状を表示する。

3.2
5 m又は10mの
測定ライン

敷地境界線等から外周5 m又は10mの距離の測定ラインは、距離の表示を添え書きした鎖線を表示する。

3.3
等時間日影線

法定水平面に法第56条の2及び日影規制条例に規制される時間、日影が生じる部分の外縁線を、太線等に表示する。
複数の建築物がある場合には、複合日影を考慮すること。

4節 条例日影図

4.1
日影線

冬至日の午前8時から午後4時までの各零分に、地盤面上に生じる日影の形状を表示する。

4.2
等時間日影線

地盤面上に午前8時から午後4時までの間に2時間以上日影が生じる部分の外縁線を、太線等に表示する。
複数の建築物がある場合には、複合日影を考慮すること。

5節 敷地高低測量

5.1
測量方法

高低測量は、直接水準測量とする。

5.2
水準基準点

水準基準点は、監督員の指示による。

5.3
測量区域

測量区域は、添付図面による。

5.4
測量密度

測量は、建物周囲敷地境界線上、地形の急変か所、周囲道路等とし、平坦な中間点は10mごととする。

5.5
測量精度

測量精度は、閉合誤差1.5 mm以内とする。

5.6
測量成果

測量成果は、mmの位まで日影図に表示する。

6 節 説明用掲図

(法第 56 条の 2 第 1 項ただし書許可書類)

6.1

掲図の種類

法第 56 条の 2 第 1 項ただし書の許可（日影規制許可）申請手続き用掲図（以下「掲図」という。）の種類は、既存不適格の場合は、現状の日影図、新築建築物のみの日影図、増築後の全体の日影図の 3 種類とする。

6.2

既存建築物の表示

敷地内に既存建築物がある場合は、掲図に表示し、当該部分の竣工年月を、建築物の位置に表示する。

6.3

掲図の着色

掲図の着色等は以下の通りとする。

- (1) 敷地内建築物（階数もあわせて表示する。）
新築 …… 赤色 既設 …… 青色
- (2) 付近建築物（北、東、西については、敷地境界より 30m の範囲）
住宅 …… 黄色 店舗 …… 赤色
工場 …… 紫色 事務所 …… 緑色
- (3) 測定ライン
5 m ライン、10 m ラインとも赤色線とする。
- (4) 等時間日影線
5 m 以内に収めるべき日影線 …… 茶色
10 m 以内に収めるべき日影線 …… 緑色
- (5) その他
敷地境界線は黒色で太く、周囲の道路は薄茶色で表示する。

テレビ受信障害事前調査実施要領

1 節 総則

1.1

総則

この調査を行うにあたっては、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（一般社団法人日本CATV技術協会中部支部編）を参考にする。

2 節 机上検討

2.1

机上検討

受託者は、事前に立地条件等の調査を行ったうえで、障害範囲を予測し机上検討を行う。

2.2

立地条件の調査

立地条件の調査は、原則として、名古屋都市計画基本図（縮尺 1/2500）又は土地の起伏、個々の建物の建設状況等が識別できる地図（縮尺 1/1000～1/5000）を使用して行う。

2.3

障害範囲の予測

一般社団法人日本CATV技術協会発行の「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送 2005.3）」による予測計算式を適用、建造物の規模・形状、周辺の地形・障害物等に十分配慮して計算を進め、障害予測を行う。

2.4

調査技術者

机上検討は、第1級有線テレビジョン放送技術者の有資格者が行う。

2.5

技術指導

障害範囲の予測は、社団法人日本CATV技術協会の技術指導を受ける。

2.6

机上検討報告書

- (a) 業務完了後、速やかにテレビ受信障害予測地図を添付した机上検討報告書を提出する。
- (b) テレビ受信障害予測地図は、原則として、名古屋都市計画基本図（縮尺 1/2500）を使用し、遮蔽障害地域、反射障害地域、共同受信施設がある地域を指定色で着色し表示する。
- (c) 検討報告書の表紙に「技術審査済」の表示を行うと共に、調査技術者が記名押印を行う。
- (d) 報告書は3部提出する。

3 節 受信状況調査

3.1

受信状況調査

- (a) 机上検討の結果に基づき、調査地点を選定し、受信状況調査を行う。
- (b) 7種類の調査波（広域局6波、県域局1波）について端子電圧、等価CN比及び帯域内振幅周波数特性波形の測定を行う。
- (c) デジタル受信機を用いて画像評価をするとともに、テレビ画面を写真撮影等の記録をする。
- (d) 測定器及び地上デジタル受信機を用いてBERを測定、記録する。
- (e) 調査を行ったすべての地点の放送チャンネルについて、画像評価及びBER測定値をもって総合品質の評価をする。

- 3.2 障害範囲の予測 調査で得られた実測データをもとに再度、障害範囲の予測を行う。
- 3.3 調査技術者 机上検討は、第1級有線テレビジョン放送技術者の有資格者が行う。
- 3.4 技術指導 受信状況調査及び障害予測は、社団法人日本CATV技術協会の技術指導を受ける。
- 3.5 調査結果の報告
- (a) 受信状況調査結果は、各チャンネルごとに端子電圧、画質評価（品質評価）等を併記した表で表し、机上検討報告書に添付する。
 - (b) 受信状況調査地点は、テレビ受信障害予測地域図に表示する。
 - (c) 机上検討報告書に、調査地点、チャンネル、画質評価（品質評価）を併記した写真を添付する。
 - (d) 調査報告書の表紙に「技術審査済」の表示を行うと共に、調査技術者が記名押印を行う。

テレビ受信障害中間・事後調査実施要領

1 節 総則

1.1 総則

この調査を行うにあたっては、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（一般社団法人日本CATV技術協会中部支部編）を参考にす

2 節 受信状況調査

2.1 障害予測地域図

障害予測地域図については、事前調査結果（机上検討報告書）による図を使用する。

2.2 受信状況調査

- (a) 机上検討の結果に基づき、調査地点を選定し、受信状況調査を行う。
- (b) 7種類の調査波（広域局6波、県域局1波）については端子電圧、等価C/N比及び帯域内振幅周波数特性波形など受信特性の測定を行う。
- (c) デジタル受信機を用いて画像評価をするとともに、テレビ画面を写真撮影等の、記録をする。
- (d) 測定器及び地上デジタル受信機を用いてBERを測定、記録する。
- (e) 調査を行ったすべての地点の放送チャンネルについて、画像評価及びBER測定値をもって総合品質の評価をする。

2.3 障害範囲の設定

障害範囲の設定は、「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（一般社団法人日本CATV技術協会中部支部発行）の「II報告書の作成方法 - 4. テレビ受信障害の予測地域図及び、障害地域図の作成 - (2) 障害地域の設定による。

2.4 調査技術者

調査は、第1級有線テレビジョン放送技術者の有資格者が行う。

2.5 技術指導

障害範囲の設定を行った場合は、社団法人日本CATV技術協会の技術指導を受ける。

2.6 調査結果の報告

- (a) 受信状況調査結果は、各チャンネルごとに端子電圧、画質評価（品質評価）等を併記した表で表し、検討報告書に添付する。
- (b) 受信状況調査地点は、テレビ受信障害予測地域図に表示する。
- (c) 検討報告書に、調査地点、チャンネルを併記した画像記録写真を添付する。
- (d) 報告書は3部提出する。
- (e) 報告書（事後調査）表紙に、調査技術者は記名押印を行う。

2.7 貸与品

テレビ受信障害机上検討報告書

敷地調査図	<p>(a) 縮尺は、原則として 1/100～1/500 とする。</p> <p>(b) 記載内容 下記の事項について現地調査し、該当事項については、その概要を調査図 (B4版) に記入する。</p> <p><input type="checkbox"/> 障害物 (敷地内外共)</p> <table border="0"> <tr> <td>[地上] <input type="checkbox"/> 電柱</td> <td><input type="checkbox"/> 引込線 (敷地内架空配線を含む)</td> </tr> <tr> <td>[地下] <input type="checkbox"/> 埋設配管</td> <td><input type="checkbox"/> 埋設配線</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 井戸</td> <td><input type="checkbox"/> 排水規制</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 浄化槽</td> <td><input type="checkbox"/> 取壊し後の建物基礎</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 擁壁</td> <td><input type="checkbox"/> 塀、ネットフェンス</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 防火水槽</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 敷地内の状況</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 既設建物</td> <td><input type="checkbox"/> BMの位置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 境界くい</td> <td><input type="checkbox"/> 樹木</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 敷地の起伏の状況</td> <td><input type="checkbox"/> 擁壁</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 配管 (給水、排水、ガス管等) の位置、径</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 受電の位置 (電話引込点を含む)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> 隣接道路等の状況等 (団地内道路を含む)</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 工事用進入路</td> <td><input type="checkbox"/> 周辺道路の幅員</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> ガードレール</td> <td><input type="checkbox"/> 道路標識</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 隣接建物の状況</td> <td><input type="checkbox"/> 横断歩道の位置</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 街灯</td> <td><input type="checkbox"/> 敷地と道路の取合い</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 道路埋設管 (水道、下水道、ガス管等)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 道路側溝 (雨水排水放流先)</td> <td><input type="checkbox"/> 電力会社、NTTの引込電柱番号</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[地上] <input type="checkbox"/> 電柱	<input type="checkbox"/> 引込線 (敷地内架空配線を含む)	[地下] <input type="checkbox"/> 埋設配管	<input type="checkbox"/> 埋設配線	<input type="checkbox"/> 井戸	<input type="checkbox"/> 排水規制	<input type="checkbox"/> 浄化槽	<input type="checkbox"/> 取壊し後の建物基礎	<input type="checkbox"/> 擁壁	<input type="checkbox"/> 塀、ネットフェンス	<input type="checkbox"/> 防火水槽		<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 既設建物	<input type="checkbox"/> BMの位置	<input type="checkbox"/> 境界くい	<input type="checkbox"/> 樹木	<input type="checkbox"/> 敷地の起伏の状況	<input type="checkbox"/> 擁壁	<input type="checkbox"/> 配管 (給水、排水、ガス管等) の位置、径		<input type="checkbox"/> 受電の位置 (電話引込点を含む)		<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 工事用進入路	<input type="checkbox"/> 周辺道路の幅員	<input type="checkbox"/> ガードレール	<input type="checkbox"/> 道路標識	<input type="checkbox"/> 隣接建物の状況	<input type="checkbox"/> 横断歩道の位置	<input type="checkbox"/> 街灯	<input type="checkbox"/> 敷地と道路の取合い	<input type="checkbox"/> 道路埋設管 (水道、下水道、ガス管等)		<input type="checkbox"/> 道路側溝 (雨水排水放流先)	<input type="checkbox"/> 電力会社、NTTの引込電柱番号	<input type="checkbox"/> その他 ()
[地上] <input type="checkbox"/> 電柱	<input type="checkbox"/> 引込線 (敷地内架空配線を含む)																																								
[地下] <input type="checkbox"/> 埋設配管	<input type="checkbox"/> 埋設配線																																								
<input type="checkbox"/> 井戸	<input type="checkbox"/> 排水規制																																								
<input type="checkbox"/> 浄化槽	<input type="checkbox"/> 取壊し後の建物基礎																																								
<input type="checkbox"/> 擁壁	<input type="checkbox"/> 塀、ネットフェンス																																								
<input type="checkbox"/> 防火水槽																																									
<input type="checkbox"/> その他 ()																																								
<input type="checkbox"/> 既設建物	<input type="checkbox"/> BMの位置																																								
<input type="checkbox"/> 境界くい	<input type="checkbox"/> 樹木																																								
<input type="checkbox"/> 敷地の起伏の状況	<input type="checkbox"/> 擁壁																																								
<input type="checkbox"/> 配管 (給水、排水、ガス管等) の位置、径																																									
<input type="checkbox"/> 受電の位置 (電話引込点を含む)																																									
<input type="checkbox"/> その他 ()																																								
<input type="checkbox"/> 工事用進入路	<input type="checkbox"/> 周辺道路の幅員																																								
<input type="checkbox"/> ガードレール	<input type="checkbox"/> 道路標識																																								
<input type="checkbox"/> 隣接建物の状況	<input type="checkbox"/> 横断歩道の位置																																								
<input type="checkbox"/> 街灯	<input type="checkbox"/> 敷地と道路の取合い																																								
<input type="checkbox"/> 道路埋設管 (水道、下水道、ガス管等)																																									
<input type="checkbox"/> 道路側溝 (雨水排水放流先)	<input type="checkbox"/> 電力会社、NTTの引込電柱番号																																								
<input type="checkbox"/> その他 ()																																								
近隣調査図	<p>(a) 縮尺は、1/2500 とする。</p> <p>(b) 記載内容 下記の事項について現地調査し、該当事項については、その概要を名古屋都市計画基本図の複写版 (B4版) に記入する。</p> <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 近隣の目標となる建築物、交通機関、周辺公園</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 近隣の起伏の状況</td> <td><input type="checkbox"/> 学校、商店街等の状況</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> テレビ電波到来方向</td> <td><input type="checkbox"/> 電線路</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 幹線道路からの状況</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 近隣の目標となる建築物、交通機関、周辺公園		<input type="checkbox"/> 近隣の起伏の状況	<input type="checkbox"/> 学校、商店街等の状況	<input type="checkbox"/> テレビ電波到来方向	<input type="checkbox"/> 電線路	<input type="checkbox"/> 幹線道路からの状況		<input type="checkbox"/> その他 ()																														
<input type="checkbox"/> 近隣の目標となる建築物、交通機関、周辺公園																																									
<input type="checkbox"/> 近隣の起伏の状況	<input type="checkbox"/> 学校、商店街等の状況																																								
<input type="checkbox"/> テレビ電波到来方向	<input type="checkbox"/> 電線路																																								
<input type="checkbox"/> 幹線道路からの状況																																									
<input type="checkbox"/> その他 ()																																								

作成年月日 (平成 年 月 日)

特定施設整備計画届出書
(第1面)

年 月 日

名古屋市 市長 様

特定施設の新築等をしようとする者

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

人にやさしい街づくりの推進に関する条例(以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、整備計画を届け出ます。

記

特定施設の新築等をしようとする者の概要

【1 特定施設の新築等をしようとする者】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【2 代理者の連絡先】

【イ 氏名のフリガナ】

【ロ 氏名】

(担当者名:)

【ハ 郵便番号】

【ニ 住所】

【ホ 電話番号】

【ヘ ファクシミリ番号】

- (注意) 1 特定施設の新築等をしようとする者が2以上のときは、1欄は、代表となる特定施設の新築等をしようとする者について記入し、別紙に他の特定施設の新築等をしようとする者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。
- 2 2欄は、代理者が法人の場合は、その名称及び担当者の氏名を記入してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※市町村受付欄	※建設事務所受付欄	※決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

(第2面)

特定施設の概要

【3 特定施設の名称】

【イ 名称のフリガナ】

【ロ 名称】

【4 特定施設の所在地】

【イ 郵便番号】

【ロ 所在地】

【5 特定施設の種別】

【イ 該当条項 条例第11条第1項】

第1号

第2号 (小規模特定施設)

第3号 (公共交通機関の施設)

【ロ 該当条項 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則 (以下「規則」という。) 第3条】

第1号イ 学校その他これに類するもの

第1号ワ ホテル又は旅館

第1号ロ 博物館、美術館又は図書館

(客室数 室)

第1号ハ 体育館、ボウリング場、スキー場、
スケート場、水泳場、スポーツの
練習場又は遊技場

第1号カ 火葬場

第2号 共同住宅

(規模：50戸超又は2,000㎡以上)

第1号ニ 病院、診療所、助産所又は
施術所

(戸数 戸)

第3号 工場 (規模：2,000㎡以上)

第1号ホ 社会福祉施設その他これに
類するもの

第4号 国、県、市町村等の事務所

(具体的用途)

第5号 銀行その他の金融機関の事務所

第1号ヘ 劇場、映画館、演芸場又は
観覧場

第6号 事務所 (規模：2,000㎡以上)

(第4号及び第5号の事務所を除く。)

(客席数 席)

第7号 公衆便所

第1号ト 公会堂又は集会場

第8号 地下街その他これに類するもの

第1号チ 展示場

第9号 道路 (高速道路を除く。)

第1号リ 百貨店、マーケットその他の
物品販売業を営む店舗

第10号 公園、緑地その他これらに類する
もの

(具体的種別)

第1号ヌ 飲食店、喫茶店その他これら
に類するもの

(面積 ㎡)

第1号ル 理髪店、クリーニング取次店、
貸衣装屋その他これらに類する
もの

第11号 公共交通機関の施設

第12号、第13号 駐車場

第1号ヲ 公衆浴場

第14号～第16号

一団地の住宅施設その他これに類するもの

(根拠法律等)

【6 工事種別】

1 建築物の場合 新築 増築 改築 用途変更

2 その他の場合 新設 その他 ()

(注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。

2 5欄及び6欄は、該当する□にレ印を付すとともに、必要な事項を記入してください。

(第3面)

【7 床面積の合計（建築物の場合）（ 新築等の部分 ）（その他の部分 ）（合計 ）						
【イ 建築物全体】	(m ²)	(m ²)	(m ²)
複数の用途がある場合（用途1				、面積		m ²)
（用途2				、面積		m ²)
【ロ 直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の床面積の合計（規則第19条第1項第1号）】						
	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ハ 特定施設（当該特定施設が建築物の一部である場合にあつては、当該特定施設を含む建築物）の床面積の合計（規則第21条第1項の表及び第24条第1項第4号）】						
*ただし、工場（規則第3条第3号）又は事務所（規則第3条第6号）は不特定多数の者が利用する床面積の合計						
	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【ニ 特定施設の床面積の合計（規則第24条第1項第1号）】						
*ただし、工場（規則第3条第3号）又は事務所（規則第3条第6号）は不特定多数の者が利用する床面積の合計						
	(m ²)	(m ²)	(m ²)
【8 階数（建築物の場合）】	新築等の部分：		その他の部分：			
【9 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する部分の駐車台数】						台
【10 工事着手予定年月日】		年	月	日		
【11 工事完了予定年月日】		年	月	日		

- (注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
2 7欄イの合計の欄の値が1,000m²以下の場合は、7欄ロ、ハ及びニを省略することができます。
3 8及び9欄は、小規模特定施設の場合には、省略することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

適合状況項目表

（第1面）

【1 敷地内の通路（屋外）】

整備基準		整備の状況	備考	
不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する経路がある場合	1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する経路の有無 (ない場合は、2～22は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	2 表面を滑りにくく、平たんにすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	3 横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。	<input type="checkbox"/> 排水溝がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	4 段がある部分は、【4 階段（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）】に準ずる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 段がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	5 傾斜路の有無 (ない場合は、6～9は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	傾斜路がある場合	6 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		7 手すりの設置の有無 ※手すりが必要な場合 ・勾配が1/12を超える場合 ・高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合	<input type="checkbox"/> 手すり不要 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		8 色等によりその存在を容易に識別できるものとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	9 両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。)	<input type="checkbox"/> 転落のおそれなし <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	10 利用円滑化経路・便所までの経路の有無 (ない場合は、11～22は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
利用円滑化経路（道等から利用居室等までの経路）又は便所までの経路がある場合	11 有効幅員：140cm以上	最小有効幅員 (cm)		
	12 段の有無 (ない場合は、13及び14は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	段がある場合	13 傾斜路の併設の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		14 昇降機の併設の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	15 傾斜路の有無 (ない場合は、16～19は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	傾斜路がある場合	16 有効幅員 段に代わるもの：140cm以上 段に併設するもの：90cm以上	最小有効幅員 (cm)	
		17 傾斜路の勾配：1/15以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下）	最大勾配 (1 /)	
		18 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること（勾配が1/20を超える場合）。	<input type="checkbox"/> 高さ75cm未満 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	19 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150cm以上	最小長さ (cm)		
	20 戸の有無 (ない場合は、21及び22は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
戸がある場合	21 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 常に開放 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	22 前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし		

【2 廊下等(屋内)】

整備基準		整備の状況	備考	
1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等の利用の有無(ない場合は、2～22は記入しないこと。)		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するものがある場合	2 表面を滑りにくく、平たんにすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	3 横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。	<input type="checkbox"/> 排水溝がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	4 段がある部分は、【4 階段(不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの)】に準ずる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 段がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	5 傾斜路の有無(ない場合は、6～9は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	傾斜路がある場合	6 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	7 手すりの設置の有無 ※手すりが必要な場合 ・勾配が1/12を超える場合 ・高さが16cmを超える場合	<input type="checkbox"/> 手すり不要 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	8 色等によりその存在を容易に識別できるものとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	9 両側に転落を防ぐ構造を設けること(側面が壁面の場合を除く。)	<input type="checkbox"/> 転落のおそれなし <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
10 利用円滑化経路・便所までの経路等の有無(ない場合は、11～22は記入しないこと。)		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
利用円滑化経路、又は利用居室の通路がある通路、便所までの経路、又は地下街内の通路がある通路、戸がある場合	11 有効幅員：140cm以上	最小有効幅員 (cm)		
	12 段の有無(ない場合は、13及び14は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	段がある場合	13 傾斜路の併設の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		14 昇降機の併設の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	15 傾斜路の有無(ない場合は、16～19は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	傾斜路がある場合	16 有効幅員 段に代わるもの：140cm以上 段に併設するもの：90cm以上	最小有効幅員 (cm)	
		17 傾斜路の勾配：1/12以下(高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下)	最大勾配 (1 /)	
		18 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。	<input type="checkbox"/> 高さ75cm未満 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		19 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150cm以上	最小長さ (cm)	
	20 戸の有無(ない場合は、21及び22は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
戸がある場合	21 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 常に開放 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	22 前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし		

(第3面)

【3 出入口（利用円滑化経路を構成するもの又は地下街のもの）】

整備基準		整備の状況	備考	
1 利用円滑化経路を構成する出入口又は地下街の出入口の有無（ない場合は2～7は記入しないこと。）		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
利用円滑化経路を構成する出入口又は地下街の出入口がある場合	有効幅員	2 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上：90cm以上	最小有効幅員 (cm)	
		3 その他の出入口：80cm以上	<input type="checkbox"/> その他の出入口がない 最小有効幅員 (cm)	
	4 段を設けないこと。	<input type="checkbox"/> 段あり <input type="checkbox"/> 段なし		
	5 戸の有無（ない場合は、6及び7は記入しないこと。）	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	戸場がある	6 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 常に開放 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		7 前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし	

【4 階段（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）】

整備基準		整備の状況	備考
1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する階段の有無（ない場合は、2～7は記入しないこと。）		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する階段がある場合	2 回り階段としないこと	<input type="checkbox"/> 回り階段あり <input type="checkbox"/> 回り階段なし	
	3 手すりを設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	4 段鼻を滑りにくくすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	5 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	6 色等により段を容易に識別できるものとする	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	7 段鼻をつまずきにくい構造とすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

【5 エレベーター（利用円滑化経路を構成するもの）】

整備基準		整備の状況	備考	
1 エレベーターの設置要件 以下のいずれかの設置要件に該当するか否か。 ・特定施設整備計画届出書【7】ロの新築等の部分欄が1,000㎡超 ※学校：階数が3階以上かつ床面積が2,000㎡以上 共同住宅：階数が3階以上かつ50戸超 ・利用円滑化経路を構成する場合 (該当する場合は、2～16を記入すること。)		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 任意設置	
エレベーターがある場合	2 籠の奥行き：135cm以上	最小長さ (cm)		
	3 出入口の有効幅員：80cm以上	最小幅員 (cm)		
	4 利用居室等、車椅子利用者用便房及び車椅子利用者用駐車施設のある階並びに地上階に停止すること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	乗降ロビー	5 高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし	
		6 幅・奥行き：150cm以上	最小長さ (cm)	
	7 車椅子使用者の利用に配慮した操作ボタン等を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		

整備基準		整備の状況	備考
エレベーターがある場合	8 停止予定階及び現在位置の表示装置を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	9 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	10 不特定多数の者の利用の有無 (ない場合は、11及び12は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	利用がある場合	最小長さ (cm)	
	11 籠の幅：140cm以上	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	12 籠を車椅子の転回に支障がない構造とすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
利用がある場合	13 不特定多数の者又は視覚障害者の利用の有無 (ない場合は、14～16は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	14 到着階と戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	15 操作ボタン等を点字等視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	16 籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

【6 便所（不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するもの）】

整備基準		整備の状況	備考	
1 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所の有無 (ない場合は、2～14は記入しないこと。)		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所がある場合	2 段の有無 (ない場合は、3～5は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	3 傾斜路の有無 (ない場合は、4及び5は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	傾斜路がある場合	4 傾斜路の勾配：1/12以下（高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下）		最大勾配 (1/)
		5 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
	6 床の表面を滑りにくくすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
各便所の1以上の便所の構造	7 洋式便器を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	8 手すりを設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
9 出入口に近い小便器の周囲に手すりを設け、床置き等とすること。	<input type="checkbox"/> 小便器がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
附帯設備の設置	10 特定施設整備計画届出書【7】イ欄の面積 (1,000㎡以下（公衆便所は50㎡未満）又は設置対象外の用途の場合は、11及び12は記入しないこと。) ※設置対象外の用途 人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第1号イ、ハ、ホ、ル、ヲ、ワ若しくはカ、第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第12号又は第13号	<input type="checkbox"/> 1,000㎡超（公衆便所50㎡以上） <input type="checkbox"/> 1,000㎡以下（公衆便所50㎡未満、対象外の用途を含む。）		
	11 乳幼児用椅子等を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	12 乳幼児用ベッド等を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
		<input type="checkbox"/> 任意設置		
		<input type="checkbox"/> 任意設置		

整備基準		整備の状況	備考
不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所がある場合	13 特定施設整備計画届出書【7】イ欄の面積 (2,000㎡未満(公衆便所は50㎡未満)又は設置対象外の用途の場合は、14は記入しないこと。) ※設置対象外の用途 規則第3条第1号カ、第2号、第3号、第6号又は第8号	<input type="checkbox"/> 2,000㎡以上(公衆便所50㎡以上) <input type="checkbox"/> 2,000㎡未満(公衆便所50㎡未満、対象外の用途を含む。)	
	14 オストメイト対応設備(水栓器具、汚物流し、トイレトーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡)を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 任意設置

【7 車椅子使用者用便房】

整備基準		整備の状況	備考	
1 特定施設整備計画届出書【7】ハの合計欄の面積(1,000㎡以下(公衆便所は50㎡未満)の場合は、2～9は記入しないこと。) ※規則第3条第3号及び規則第3条第6号の場合は、不特定多数の者等が利用する部分の面積に限る。		<input type="checkbox"/> 1,000㎡超(公衆便所50㎡以上) <input type="checkbox"/> 1,000㎡以下(公衆便所50㎡未満)	<input type="checkbox"/> 任意設置	
車椅子使用者用便房がある場合	2 便房のある便所の出入口の有効幅員: 80cm以上	有効幅員 (cm)		
	出入口	3 有効幅員: 80cm以上	有効幅員 (cm)	
		4 戸を施錠の操作がしやすく、外部からも解錠することができ、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		5 戸の前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし	
		6 レバー式又は光感知式等の水栓器具を備えた洗面台を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		7 洋式便器を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	8 手すりを設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	9 車椅子使用者等が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		

【8 興行場等の客席】

整備基準		整備の状況	備考	
1 特定施設整備計画届出書【5】の客席数(200㎡未満の場合は、2～10は記入しないこと。)		<input type="checkbox"/> 200席以上 <input type="checkbox"/> 200席未満		
車椅子使用者が利用できる客席の部分がある場合	2 数	(席)		
	3 出入口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	4 床を水平とし、その表面は滑りにくく、平坦にすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	車椅子使用者が利用できる通路	5 有効幅員: 90cm以上	有効幅員 (cm)	
		6 段の有無(ない場合は、7～9は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

整備基準		整備の状況	備考
車椅子使用者が利用できる通路	7 傾斜路の有無 (ない場合は、8及び9は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	8 傾斜路の勾配：1/12以下(高さ16cm以下の場合は、勾配1/8以下)	最大勾配 (1/)	
	9 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150cm以上	最小長さ (cm)	
	10 表面は滑りにくく、平たんにすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

【9 車椅子使用者用駐車施設及び車椅子使用者が通行できる通路】

整備基準		整備の状況	備考
1 特定施設整備計画届出書【9】の駐車台数 (25台以下の場合は、2～7は記入しないこと。)		<input type="checkbox"/> 25台超 <input type="checkbox"/> 25台以下	<input type="checkbox"/> 任意設置 (台)
車椅子使用者が利用できる通路	2 数	(台)	
	3 利用円滑化経路等の長さができるだけ短くなる位置に設けること	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	4 駐車場が建築物である場合、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設けること。	<input type="checkbox"/> 駐車場が建築物でない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	5 有効幅員：350cm以上	有効幅員 (cm)	
	6 地面又は床を水平とし、滑りにくく、平たんにすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
7 主要な出入口までの経路を構成する通路を利用円滑化経路と同等の構造とすること。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

【10 案内表示】

整備基準		整備の状況	備考
1 特定施設整備計画届出書【7】への合計欄の面積 (1,000㎡以下(公衆便所は50㎡未満)の場合は、2～7は記入しないこと。) 規則第3条第3号及び規則第3条第6号の場合 ※は、不特定多数の者等が利用する部分の面積に限る。		<input type="checkbox"/> 1,000㎡超(公衆便所50㎡以上) <input type="checkbox"/> 1,000㎡以下(公衆便所50㎡未満)	<input type="checkbox"/> 任意設置
不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用する部分への点状ブロック等の敷設がある場合	2 廊下等の段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分	<input type="checkbox"/> 廊下等に段及び傾斜路がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	3 傾斜路の傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分	<input type="checkbox"/> 傾斜路がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	4 階段の段がある部分の上端に近接する踊場の部分	<input type="checkbox"/> 階段がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
5 視覚障害者利用円滑化経路への線状・点状ブロック等の敷設又は音声誘導設備等の設置の有無 (ない場合は、6及び7は記入しないこと。)		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 任意設置
視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路への点状ブロック等の敷設がある場合	6 車路に近接する部分	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	7 段がある部分及び傾斜がある部分の上端に近接する部分	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

	整備基準	整備の状況	備考
その他の案内表示	8 洋式便器及び手すりが設けられている旨を表示した標識を掲示すること。	<input type="checkbox"/> 洋式便器及び手すりがない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	9 乳幼児用椅子等、乳幼児用ベッド等又はオストメイト対応設備が設けられている旨を表示した標識を掲示すること	<input type="checkbox"/> 乳幼児用椅子等がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	10 車椅子使用者用便房が設けられている旨を表示した標識を掲示すること。	<input type="checkbox"/> 車椅子使用者用便房がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	11 車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。	<input type="checkbox"/> 車椅子使用者用駐車施設がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	12 情報提供のための案内設備の案内表示の位置、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、障害者等に配慮したものとすること。	<input type="checkbox"/> 案内設備がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

【11 その他】

	整備基準	整備の状況	備考	
	1 利用円滑化経路とするものに係る駐車場が建築物である場合、地上階又は利用円滑化経路を構成するエレベーターが停止する階に設けること。	<input type="checkbox"/> 駐車場が建築物ではない <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	2 車椅子使用者用浴室等の有無 (ない場合は、3～8は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
車椅子使用者用浴室等がある場合	3 車椅子使用者が円滑に利用できるよう浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置し、十分な空間を確保すること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	4 床面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	5 出入口から浴槽又はシャワー設備までの床面に段を設けないこと。	<input type="checkbox"/> 段あり <input type="checkbox"/> 段なし		
	出入口	6 有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)	
	7 戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	8 戸の前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし		
	9 特定施設整備計画書【7】イの合計欄が2,000㎡以上かつ【5】客室数が50室以上に該当するか否か。 (該当する場合は、10～19を記入すること。)	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 任意設置	
車椅子使用者用客室がある場合	10 数	<input type="checkbox"/> (室)		
	出入口	11 有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)	
		12 戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		13 戸の前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし	
	便所	14 車椅子使用者用客室の便所の有無 (客室内にない場合又は客室と同じ階に車椅子使用者用便房がある場合は、15～18は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		15 便所【7 車椅子使用者用便房】に定める構造の便房を設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		16 有効幅員：80cm以上	有効幅員 (cm)	
17 戸を高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		

【11 その他】

整備基準		整備の状況	備考
車椅子使用者がある場合	18 戸の前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし	
	19 浴室等を【11 その他】2の車椅子使用者用浴室等がある場合に定める構造とすること。	<input type="checkbox"/> 客室内に浴室がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	20 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター等を設置する場合は、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けること。	<input type="checkbox"/> 不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用するカウンター等がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

【12 努力義務】

規則第31条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。

- (注意)
- 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 - 2 整備の状況欄は、該当する□にレ印を付すとともに、数字を記入してください。
 - 3 基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。
 - 4 規則第3条第1号イに掲げる用途に供する特定施設又は同上第2号に掲げる特定施設の場合は、「不特定多数の者又は主として高齢者、障害者が利用する」を「多数の者が利用する」に読み替えます。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

適合状況項目表

（第1面）

【1 敷地内の通路】

整備基準		整備の状況	備考	
1	有効幅員：140cm以上	最小有効幅員 (cm)		
2	段の有無 (ない場合は、3～10は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
段がある場合	3 傾斜路の併設の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	4 昇降機の併設の有無	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	段の構造	5 回り階段としないこと。	<input type="checkbox"/> 回り階段あり <input type="checkbox"/> 回り階段なし	
		6 手すりを設けること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		7 段鼻を滑りにくくすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		8 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		9 色等により段を容易に識別できるものとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		10 段鼻をつまづきにくい構造とすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		11 表面を滑りにくく、平たんにする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
		12 横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。	<input type="checkbox"/> 排水溝がない <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
13 傾斜路の有無 (ない場合は、14～21は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
傾斜路がある場合	14 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	15 手すりの設置の有無 ※手すりが必要な場合 ・勾配が1/12を超える場合 ・高さが16cmを超え、かつ勾配が1/20を超える場合	<input type="checkbox"/> 手すり不要 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	16 色等によりその存在を容易に識別できるものとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	17 両側に転落を防ぐ構造を設けること（側面が壁面の場合を除く。）。	<input type="checkbox"/> 転落のおそれなし <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	18 有効幅員 段に代わるもの：140cm以上 段に併設するもの：90cm以上	最小有効幅員 (cm)		
	19 傾斜路の勾配：1/15以下（高さ16cm以下の場合、勾配1/8以下）	最大勾配 (1 /)		
	20 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けること（勾配が1/20を超える場合）。	<input type="checkbox"/> 高さ75cm未満 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
21 傾斜路の始点及び終点の水平な部分の長さ：150cm以上	最小長さ (cm)			
22 戸の有無 (ない場合は、23及び24は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
戸場がある	23 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	<input type="checkbox"/> 常に開放 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
	24 前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし		

(第2面)

【2 直接地上へ通ずる出入口】

整備基準		整備の状況	備考
1	有効幅員：90cm以上	最小有効幅員 (cm)	
2	段を設けないこと。	<input type="checkbox"/> 段あり <input type="checkbox"/> 段なし	
3	戸の有無 (ない場合は、4及び5は記入しないこと。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
戸 場 合 あ る	4 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる 構造とすること。	<input type="checkbox"/> 常に開放 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
	5 前後に高低差がないこと。	<input type="checkbox"/> 高低差あり <input type="checkbox"/> 高低差なし	

【3 努力義務】

人にやさしい街づくりの推進に関する条例施行規則第34条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。

--

- (注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
 2 整備の状況欄は、該当する口にレ印を付すとともに、数字を記入してください。
 3 基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

ユニバーサルデザイン整備基準整備計画(変更)書

(第1面)

年 月 日

(あて先)監理指導室長

担当課：
施設名称：

番号	追加基準			措置の状況	整備内容	
	整備項目	基準項目	付加			
1	アプローチ	⑤視覚障害者誘導用ブロック	敷地口から建物入口までの経路には、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。この場合、歩道上の誘導用ブロックとの連続性に配慮する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
2			アプローチ部分で車路に接する部分及び車路を横断する部分、スロープ及び主要な階段等の段の上端に近接する通路及び踊り場の部分には点状ブロックを設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
3	駐車場	⑤屋根等	車いす使用者用駐車スペースには、屋根等を設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
4		⑦誘導	進入口には、車いす使用者用駐車スペースが設置されていることがわかるよう標識を設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
5			進入口から車いす使用者用駐車スペースに至るまで、誘導用の標識を設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
6		⑧その他	発券所等は曲がり角やスロープに設けないように計画する、受け皿を大きくするなど高齢者や障害者などが円滑に利用できるよう配慮したものとす。	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
7		玄関廻り	①床仕上げ	玄関の内外は、同一レベルとし、床面は、濡れても滑りにくい仕上げとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
8			②玄関マット	玄関マットを設ける場合は、埋め込み式で、車いすのキャスターが沈み込まない材質とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
9	③風除室		風除室を設ける場合は、ドアが同時に開かないよう車いすの前後幅以上のスペースを設ける。	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	感知域相互の間隔：	
10	④玄関ホール		受付を設ける場合は、玄関口からわかりやすい位置に設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
11	⑥表示・案内		玄関付近には、案内板を見やすい位置に設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
12			館内案内板等には、トイレ・エレベーターなど障害者などに配慮した設備の位置を表示する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
13	⑦誘導		玄関から受付に至る間は、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
14		玄関に受付のない場合は、点字による案内板、触知案内板を設け、視覚障害者誘導用ブロックまたは音声による誘導を行うとともに、聴覚障害者に配慮したモニター付きインターホンや、建物全体を把握できる案内図等を設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
15	スロープ	①勾配	勾配は1/12(8.3%)以下とし、屋外では1/15(6.7%)以下とする。(高低差10cm未満の場合に限り1/8(12.5%)以下としてさしつかえない。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	最大勾配: 1/	
16		⑥手すり	手すりは、原則として両側に連続して取り付け。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
17			スロープの始点、終点に、30cm以上の水平部分を設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	水平部分の長さ:	
18		⑦車いす当たり	壁面には、床上15cm～35cm程度の車いす当りを連続して取り付け。	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
19		⑧表示	スロープの上り口、下り口の床には、点状ブロックを設けるかあるいは床仕上げを変えるなどして注意を喚起する。また、点状ブロックの位置は、スロープの始末端部から30cm程度離れた箇所とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
20	出入口	①有効幅	玄関など主要な出入口の有効幅は100cm以上とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	有効幅員:	
21		②形式	回転ドアは基本的に車いすでの利用は困難であり、視覚障害者や歩行困難者も危険が伴いやすいため避ける。気密性の関係からやむを得ず回転ドアを設ける場合は、それ以外の形式の戸を併設し、視覚障害者誘導にも十分配慮する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
22			戸が透明な場合、衝突防止のための横線や模様などで識別できるようにする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		

(第2面)

番号	追加基準			措置の状況	整備内容		
	整備項目	基準項目	付加				
29	廊下	⑧廊下への出入口	廊下に面する戸は、原則として引き戸または内開き戸とする。	○	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
30		⑨その他	衝突のおそれのある箇所のガラスは、安全な材料を用いる。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
31	階段	①有効幅	階段及び踊り場の有効幅は、原則として120cm以上とする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	最小有効幅員:	
32		②蹴上げ・踏面	同一階段では、蹴上げ・踏面の寸法を一定にする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
33			蹴込み板を設け、段鼻は突き出さないようにする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
34		③手すり	原則として、階段の両側に連続して手すりを設ける。(段数が少なくても設ける。)		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
35			手すりの端部では、30cm以上の水平部を設ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	水平部分の長さ:	
36		⑥立ち上がり	階段の両側は、壁または手すり壁とすることが望ましいが、壁または手すり壁でない場合は、側板または5cm以上の立ち上がりを設ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
37	⑧視覚障害者誘導用ブロック	階段の上り口、下り口の床には、視覚障害者誘導用ブロック(点状ブロック)を設けるなどにより、注意を喚起する。また点状ブロックの位置は、階段の始末端部から30cm程度離れた箇所とする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			
38			階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
39	手すり	①高さ	手すりは原則として二段とし、高さを65cm程度と85cm程度とする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	手すりの高さ:	
40		②形状	太さは、外径3~4cm程度の握りやすいものとする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	手すりの太さ:	
41		③壁との関係	壁との隙間は、5cm程度とし、手すりの下側で支持する。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	壁との間隔:	
42		④端部	端部は、下方または壁面方向に曲げる。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
43	エレベーター	②乗り場及びかご内部の操作盤のボタン	乗り場及びかご内部の操作盤のボタンは、指の動きが不自由な人も軽く押せる押しボタン式とし、視覚障害者に配慮して、静電式タッチボタンは避ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
44		⑤かごの内部	少なくとも一台以上	かごの両側面、正面壁に、手すり(高さ80cm程度)を設ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
45				かごの正面壁面に、車いす使用者が後ろ向きで降りる場合、外にいる人にぶつからずに降りるために、後方が確認できるよう大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。鏡は、ステンレス鏡面または強化ガラスなどの割れにくいものとする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
46				非常呼び出しボタン、インターホンなどを、車いす使用者の手の届く位置に設ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
47				光電装置は、車いすのフットレスト部分及び身体部の2ヶ所(25cm程度、55cm程度)を通すように設置する。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
48				機械式セーフティシューには、光電式、静電式または超音波方式等のいずれかの装置を併設する。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
49			障害者専用ボタンを押されたときには、戸の開閉時間が通常よりも長くなるようにする。(10秒以上)		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
50			かごには、かごの内部を見ることのできる窓を設ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
51		⑥表示・案内(乗り場)		ロビーにおいて、かごの到着が音などにより分かるようにする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
52			一少台な以上	エレベーター乗り場ボタンから30cm程度離れた箇所に視覚障害者用ブロック(点状ブロック)を敷設する。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
53	⑥表示・案内(かご内)		地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
54			スルー型の場合は、開閉する側の扉を視覚障害者に配慮した音声案内で知らせる装置を設置する。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		

番号	追加基準			措置の状況	整備内容
	整備項目	基準項目	付加		
58	多機能トイレ	③ブースへの出入口	電動式ドアの場合、ドア開閉盤は車いす使用者が中に入りきってから操作できるようドアから70cm以上離れた位置に設置する。高さは100cm程度とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	ドアからの距離: 高さ:
59		④便器	便座の高さは、車いすの座面と同じ40～45cm程度とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	便座の高さ:
60		⑤手すり	水平手すりのうち片側は、可動式とし、堅固に取り付ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
61			手すりの左右の間隔(L字型と可動式手すりの間隔)は70～75cmとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	左右の間隔:
62			水平手すりの高さは、車いすのアームレストと同じ高さ(65～70cm)とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	水平手すりの高さ:
63			手すりと取り付け壁の間は、5cm程度以上とする。(10cm程度あることが望ましい。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	壁との間隔:
64		⑥洗浄装置	洗浄装置は、便座に腰をかけたまま利用できる位置に設け、くつべら式、押しボタン式、自動感知式などの操作のしやすい形状のものとする。(自動感知式の場合は、移乗時及び衣服の着脱時に誤作動しないよう、設置位置に留意する。)	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
65		⑦ペーパーホルダー	ペーパーホルダーは、便座に腰をかけたまま利用できる位置に設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
66		⑧洗面器	洗面器の高さは、上端75cm程度とし、下部はフットレストなどが入るよう60cm以上の空間を設ける。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	洗面器の高さ:
67		⑩棚・フック等	壁には、車いす使用者の利用の支障にならない位置に、手荷物を置く棚やフックなどを設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
68			フックは、立位者、車いす使用者の顔面に危険がない形状、位置とするともに、1以上は車いすに座った状態で使用できるものとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
69			⑪非常呼び出しボタン等	ブース内に非常呼び出しボタンを設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
70		⑪非常呼び出しボタン等	非常呼び出しボタンは便座に腰掛けた状態で使用可能な位置に設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
71			音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
72	トイレの入り口には、非常呼び出しの際、音と光による警報装置(警報時の案内、注意書きなどを含む。)を設ける。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
73	⑫表示	ブース使用中の表示は、施錠と連動させ、目につきやすい位置に設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
74	⑭ベンチ等の設置	多機能トイレで広いスペースのあるブース内には、乳児用おむつ交換シートや重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式のおむつ交換シートを設置する。その場合、たまたみ忘れであっても、車いすでの出入が可能となるよう、車いすに乗ったままでもたためる構造、位置とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		
75	一般用トイレ	⑤表示	出入口付近に男女別、またブースの扉に種類別(和式、洋式)を弱視者に配慮して、近寄って見ることのできる位置にわかりやすく表示する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
76		⑥扉	手すり付洋式便器を設置したブースは、外開き戸とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
77		⑧非常呼び出しボタン	手すり付洋式便器を設置したブースには、非常呼び出しボタンを設置する。	○ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
78		⑩その他	荷物をかけることのできるフックを設置する。このフックは、立位者の顔面に危険のない形状、位置とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
79	洗面所	①洗面器	洗面器の高さは、上端75cm程度とし、下部はフットレストなどが入るよう60cm以上の空間を設ける。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	洗面器の高さ:
80			車いす対応洗面器は車いす使用者の邪魔にならないよう横引きタイプ(PTラップ)とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
81			洗面器は、寄りかかって使用できるよう、カウンター方式か手すりを設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

(第4面)

番号	追加基準			措置の状況	整備内容
	整備項目	基準項目	付加		
87	車いす使用者に配慮した客室・寝室	⑥諸設備 コンセント、スイッチ、収納棚などは、車いすでの使用にも適する高さ及び位置とする。		<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
88	観覧席・客席	①車いす使用者に配慮された観覧スペース	客席の椅子の数の200分の1席以上設置する。 1席あたりのスペースは、間口90cm、奥行150cm程度とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	車いす使用者の客席数:
89				<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	間口: 奥行き:
90		②難聴者用集団補聴装置	劇場等においては、難聴者の利用を考慮し、赤外線送受信装置、磁気ループ、FM放送受信装置など、集団補聴装置を電波障害等の状況を確保のうえ設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
91	バルコニー・屋上	①バルコニーの通行幅員	バルコニーの通行有効幅は、90cm以上とする。	○ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	最小有効幅員:
92		③段差の解消	バルコニーには、段差やその他の障害物を設けない。	○ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
93		④手すり	高さ110cm以上の落下防止用の壁、または手すりを設ける。	○ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
94		⑥その他	居室からバルコニーへは、ほとんど段差なしで容易に出られるようにする。この場合雨水侵入を避けるため、出入口に沿って排水溝を設ける。	○ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
95	公衆電話	②周囲	周囲には、車いす使用者が近づけるよう、十分なスペース(車いす使用者が転回できるスペースとして直径150cmの円が内接できる程度)を確保する。	○ <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
96		③手すり等	手荷物を置く棚など利便性の向上に配慮する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
97	自動販売機・券売機・水飲み器	③水飲み器	車いす使用者が使いやすいよう高さ70～80cmとし、壁付きの場合は奥行き35～40cm程度とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
98	コンセント・スイッチ類	①高さ、形状(主として、車いす使用者の利用を前提としたもの。)	コンセント、スイッチ類は、床上40～100cmの間に設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	コンセントの高さ: スイッチの高さ:
99			スイッチ、ボタンなどは、大型で操作が容易なものとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
100			車いす使用者専用インターホンは、受話器及び操作部の中心の高さが床上100cm程度となるよう設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	インターホンの高さ:
101	緊急時の設備	①警報装置等	施設の実態に応じて、警報装置に閃光装置を併設したり、事態の状況を文字により知らせる文字表示装置を設置し、聴覚障害者に対して、火災、非常時であることを知らせることができるよう配慮する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
102				施設の実態に応じて、視覚障害者や聴覚障害者の自力避難を助けるための誘導音装置付き誘導灯や点滅型誘導灯を設置する。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
103		②避難路	避難路は、可能な限り直線避難路とし、原則として段差のない床面とする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
104		③非常口扉及び防火戸	非常口扉や防火戸のぐり戸の有効幅は、85cm以上とし、容易に開けることができ、かつ車いす使用者などの通行に支障のないよう下枠や段差をなくすること。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	有効幅員:
105	視覚障害者誘導用ブロック	②形状	形状についてはJIS規格に合わせたものとする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	
106		④材質等	表面の色彩は、原則として黄色とし、他の部分の色との対比効果が十分に発揮できるようにする。	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	

- 注 1 整備項目は福祉都市環境整備指針の項目等によります。
 2 措置の状況欄は、「有・無」のうち該当するものの口にし点を記入してください。
 3 整備基準を満たすことができなかった項目については、(第5面)にその番号、理由及び代替措置等を記入してください。

名古屋城天守台等石垣調査委託特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、名古屋城天守台等石垣(以下、「天守台石垣」)に係わる調査業務に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、天守台石垣の保存・修復を進めるため、設計の基礎資料となる天守台石垣の状況を確認するものである。あわせて、学識経験者等の委員で構成される「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(以下、「検討会議」)」、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会(以下、「天守閣部会」)」、「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会(以下、「石垣部会」)」の資料作成に助力するものとする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は業務委託仕様書、本仕様書に基づくほか、次の関係法令等に準拠して行うものとする。

- ・文化財保護法
- ・測量法(昭和24年6月3日法律第188号 最終改正平成23年6月3日法律第61号)
- ・国土交通省公共測量作業規程(世界測地系対応版)
- ・UAVを用いた公共測量マニュアル(案)(平成28年3月)
- ・公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準(案)(平成28年3月)
- ・航空法(平成27年9月11日法律第67号)
- ・名古屋市公共測量作業規程
- ・名古屋市個人情報保護条例
- ・石垣整備のてびき(文化庁文化財部記念物課監修)
- ・その他関係する法令及び規定

(用語の定義)

第4条 本仕様書における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 監督員とは、発注者に所属する職員で、業務の監督を行うものをいう。
- (2) 調査員とは、監督員のうち学芸員の資格を有するもので、契約約款第8条に定める通知により調査員と指定したものをいう。
- (3) 指示とは、監督員又は調査員が受託者に対し方針、基準又は計画等を示し、実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者の発議により、受託者が監督員に報告し、監督員又は調査員がこれを了解することをいう。
- (4) 協議とは、監督員又は調査員と受託者が合議し、結論を得ることをいう。

(業務代理人)

第5条 業務代理人は受託者又は届出のなされた下請け業者の正規職員であり、本契約日から過去1年以上直接的な雇用関係にあること。委託契約の的確な履行を確保するため、現場の管理のほか、業務の施行及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして置か

れる。現地作業時には常駐することとする。

(主任技術者)

第6条 主任技術者は、受託者又は届出のなされた下請け業者の正規職員であり、本契約日から過去1年以上直接的な雇用関係にあること。測量法第49条により登録された測量士で、かつ文化財の測量計測作業及び地上測量技術に精通したものでなければならない。主任技術者は現場常駐とし、本業務を実施するに当たり委託者の意図及び目的を十分に理解し、委託者と常に密接な連絡をとりその指示に従うものとする。業務代理人が兼ねることができる。

(実施計画の承諾)

第7条 受託者は、契約締結後、速やかに以下の内容を満たした作業計画書を作成し、監督員に承諾を得なければならない。なお、提出書類の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度、変更書類を提出し発注者の承諾を得るものとする。また、本調査における作業数量・内容等に変更が生じる場合は、監督員と受託者が協議の上で対処方法を決定する。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務計画書
・現場組織表(連絡表含む)、業務の内容および方法等
- (3) 作業工程表
- (4) 業務代理人等届
- (5) 主任技術者届
- (6) 主任技術者の経歴書及び実績証明資料
- (7) 業務代理人及び主任技術者の雇用証明資料(健康保険被保険者証等)
- (8) 使用機器一覧表及び検定等証明書
- (9) その他、監督員が必要とする書類

(支給材料及び資料)

第8条 受託者は監督員の承認を得た支給材料及び資料については、借用書提出の上、貸与を受けることができる。

(作業確認)

第9条 受託者は必要な作業段階については、監督員の承諾を得なければ、次工程の作業を進めてはならない。

(検査)

第10条 作業終了後に検査が行われる場合は、予め成果品並びに関係資料を備えておくものとし、業務代理人又は主任技術者が立ち会いの上、検査を受けなければならない。なお、成果品については、監督員の指導を受けるものとし、名古屋市が検査し、それに合格したものを最終成果品とする。

(品質管理)

第11条 受託者は業務上知り得た情報を、監督員の承認を得ずに他へ漏らしてはならず、社内規程等に則り適切な情報管理体制のもと業務を遂行するものとする。本業務で作成する成果物の品質ならびに精度については、公共測量作業規定に準拠するものとする。

(安全管理)

第12条 受託者は業務実施にあたり、関係法令を遵守し、次の内容に従い常に適切な管理を行

わなければならない。

- (1) 受託者は業務の実施にあたり、公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- (2) 受託者は業務対象地区及び業務対象物が文化財であることに留意し、現場作業中は遺構の攪乱、損壊や事故等のないように充分注意するとともに、予防策を講じなければならない。
- (3) 受託者は現場作業期間中随時、安全日を設け、安全に関する措置状況を確認し、安全施工に努めること。
- (4) 受託者は業務に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故については適切な措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を監督員に報告しなければならない。

(土地の立ち入り等)

第13条 受託者は現場作業を実施するために国・公有又は私有の土地に立ち入る場合は、予め監督員に報告するとともに、関係者と緊密かつ十分な協調を保ち、次の内容に従い円滑な業務の進捗を期さなければならない。

- (1) 受託者は現場作業を行う際は身分証明書を常に携帯し、関係者の請求があった場合はこれを提示しなければならない。
- (2) 受託者は業務実施のため、植物、地被類、垣等の伐採又は工作物を一時使用する場合は、監督員あるいは所有者の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は業務対象地区及び業務対象物が文化財であることをよく認識し、業務中は破損と事故が無いように充分注意しなければならない。

(関係官公庁その他への手続き等)

第14条 受託者は、業務実施のために必要な関係官公庁その他への諸手続きについて、監督員と打ち合わせの上、受託者において迅速に処理しなくてはならない。

第15条 受託者は関係官公庁その他に対して作業交渉を行う際、又は指導を受けたいときは、その旨を監督員に申し出て、協議するものとする。

(疑義)

第16条 受託者は業務実施にあたり、設計図書等に疑義を生じた場合は、監督員と協議の上実施するものとする。

(損害賠償)

第17条 受託者の責任により生じた損害等は全て受託者の責任において処理し、これにかかる費用は原則として受託者が負担するものとする。

第2章 作業概要

(概要)

第18条 本作業は、天守台石垣について、文化財としての記録及び保存に必要な現況資料を、石垣測量・石垣現況調査・発掘調査などにより作成し、保存・修復に向けた検討をするものである。本作業の概略は、下記のとおりとする。

A: 石垣測量

- (1) 石垣立面図作成
- (2) 石垣縦横断図作成
- (3) 石垣平面図作成

- (4) 石垣オルソ作成
- B: 石垣現況調査
 - (1) 石垣現況(健全性)調査
 - (2) 石垣カルテ作成
- C: 発掘調査
 - 石垣根石に関わる調査
- D: 石垣安定性評価等
 - (1) 安定性評価
 - (2) 調査・検討結果のまとめ

(作業実施計画書)

第19条 受託者は業務開始時において、作業実施計画を取りまとめるものとする。なお、作業実施計画書には次の次項を記載するものとする。

- (1) 作業の工程及び技術者名、調査員名
- (2) 作業の内容及び方法(標定点設置予定図を含む)
- (3) 使用機器の名称、性能および証明書等(測量機器および写真測量用カメラ)
- (4) その他参考となる事項

(作業日程予定表)

第20条 本業務地は、観光施設であり、各種催事が頻繁に行われることから、受託者は作業実施前に月間作業予定表を作成し、監督員に承諾を求める。また、作業に変更があれば遅滞無く監督員に承諾を得ること。また、連続して業務が発生する場合は週間予定表を作成し、監督員に承諾を得ること。

(作業・調査日誌等)

第21条 受託者は作業・調査日誌を作成し、出土物の記録や人員・天候などを記載すること。また、作業記録は監督員の指示に従って整理するものとする。

第3章 石垣測量

(石垣立面図作成)

第22条 工事前の石垣の状況を記録するため、対象の石垣について測量を行い、石垣の立面図を作成する。

- 2 測量は一面ごとを単位とし、築石に対して番号を付与し、元の位置が確認できるようにすること。情報の取得はカラーとし、障害物(草木・地被類・土の付着等)の除去及び清掃を行い、石垣の状況が明確に記録されるよう努めること。複数のコースで情報の取得をする場合は、コースとコースの間に空白が生じないよう留意するとともに、死角ができないように努めること。
- 3 図面はデジタル形式で測定・描画された、線形の3次元データとする。図化縮尺は 1/50 以上とし、測定精度は平面位置・図上 0.1mm、高さ・等高線間隔の 1/3 とする。測定描画は、各石の重なり状況に留意し、積石の輪郭線、稜線(主要な形状変化点)、間詰石、加工痕、亀裂・剥離状況、刻印および等高線等について描画する。使用する図化機は、所要の精度を保持できる性能を有し、かつ検定を受けたものでなければならない。測定描画にあたり、写真で判読不能な事項に関しては、現地で補足確認を行う。
- 4 上記で作成した図化素図について、表現内容の修正やデータの整合及び補備測量データ等その

資料の反映・確認等を行い、原図データを作成する。表現事項は、積石の輪郭線、稜線(主要な形状変化点)、間詰石、加工痕、亀裂・剥離状況、刻印および等高線等とする。

- 5 その他図郭及び図式については監督員との協議により決定するものとする。数値図化及び編集にあたっては、主任技術者が中心となって行い、調査員が文化財石垣の図面としての指導を行うこと。レイヤーの構成については監督員との協議により決定するものとする。
- 6 作成された編集素図は、測定描画内容・表現及び原図作成での留意点について監督員の校正及び指導を受けるものとし、指示内容については修正を行うものとする。立面図は世界測地系の座標値を持つこととする。

(石垣縦横断面図作成)

第23条 立面図を作成した石垣について、石垣の縦断面図および横断面図を作成する。縦断面図及び横断面図ともに基本的に1.0m毎に断面図を作成すること。断面図を作成する位置の詳細については監督員の指示を受けること。図化縮尺は1/50以上とする。縦横断面図は世界測地系の座標値を持つこととする。

(石垣平面図作成)

第24条 対象の石垣について測量を行い、石垣の平面図を作成する。石垣立面図及び石垣縦横断面図と石垣平面図とは、整合性を持たせるようにする。縮尺は1/500以上とする。平面図は世界測地系の座標値を持つこととする。

(石垣オルソ作成)

第25条 対象の石垣について、石垣オルソ(正射写真)を作成する。

2 作成において、写真電子情報処理を行い、作成時にトータルステーションや三次元レーザー測量による補正を行う。

第4章 石垣現況調査

(石垣現況(健全性)調査)

第26条 対象の石垣について、孕み出し領域、目地の開口および段差、築石や間詰め石の形状や割れ及びや抜け落ち、築石等の風化や劣化および焼け石、明瞭な積み直し跡、その他石垣の安定性に関する事項等について、目視による調査を行う。調査結果は立面図等に記入し、整理を行うこと。

(石垣カルテ作成)

第27条 対象の石垣について、石垣カルテの作成を行う。カルテの仕様については、『石垣整備のてびき』の基本調査に準じるものとし、整理の方法等については、監督員の指示に従うものとする。また、石垣現況調査の成果についても加えるものとする。

2 石垣カルテについては、測量成果とリンクし、データベース等の処理が行え、その結果が図面上に表示がなされるようにすること。

第5章 発掘調査

(石垣根石に関わる調査)

- (1) 掘削に関しては、調査員が調査の全行程の進行及び作業の諸段階で行う評価・判断等を行う。
- (2) 調査員の指示に基づき人力により掘削作業を行うこと。
- (3) 試掘溝(トレンチ)による掘削は、必要に応じて試掘地点や面積について、調査員の指示をうける。

る。

- (4) 調査に伴って、調査員の指示に基づき平面図、断面図、個別図等の作成を行う。
- (5) トレンチの土層断面においては、調査員が分層した各層毎に、複数個所において土壌硬度計貫入による土壌硬度の記録を行うこと。使用する土壌硬度計は山中式土壌硬度計(標準型)とする。土壌硬度を測定した位置及び数値に関しては土層断面図へ反映すること。
- (6) 掘削を行って露出した石垣面について、立面図、縦断面図及び横断面図を作成すること。
- (7) 三次元レーザー測量を実施すること。

(調査の記録)

第28条 調査の進行に応じ、平面図や断面図等の必要な図面の作成を行うとともに、全景写真や全ての遺構と遺物出土状況などの個別写真を撮影し、記録をすること。図面の作成方法や縮尺、取得箇所については監督員の指示及び協議によることとする。

(洗浄作業)

第29条 出土した遺物については、洗浄を行い、遺物の保管等については、調査員と協議を行うこと。

第6章 石垣安定性評価等

(安定性評価)

第30条 対象の石垣について、地盤、測量、石垣現況調査成果などについて検討を行い、総合的に石垣の安定性の検討を行うこと。手法については、経験的・統計的方法や力学的理論式による方法等を用いること。

2 総合的に天守台石垣の安定性を検討するために、各面において実施し、局部的に孕み出しが大きい場合などは追加検討し、断面を適切に設定して行うこと。

(調査・検討結果のまとめ)

第31条 前条までの調査・検討結果に基づき、資料を取りまとめ、報告レポートを作成すること。また、資料及びレポートの電子データも合わせて納品すること。

第7章 その他

(業務要求水準書)

第32条 名古屋城天守閣整備事業に係る業務要求水準書の内容が本作業に確実に反映されていることを確認し、また、技術提案書に記載した技術提案も確実に履行されるようにすること。ただし、監督員との協議により変更したものについてはこの限りではない。

(納入場所)

第33条 本成果品の納入場所は、名古屋城総合事務所とする。

(その他)

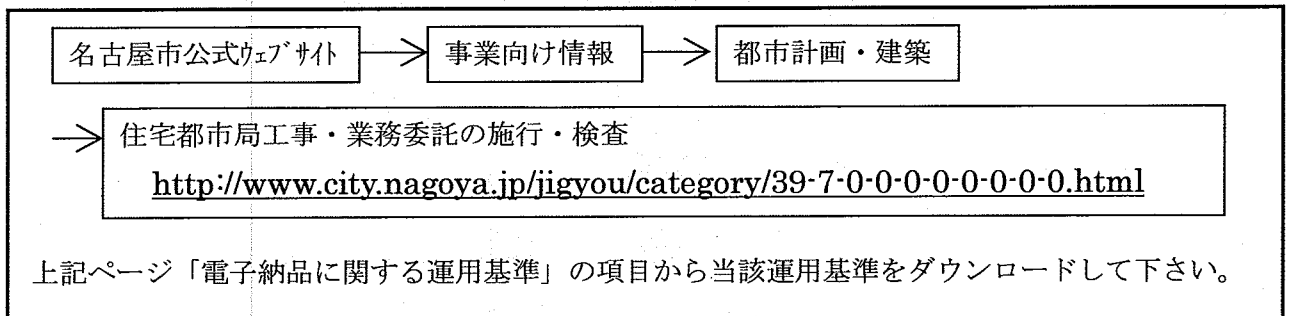
第34条 車両の搬入・運搬については、車両通行駐車証の裏面の注意事項を遵守すること。

第35条 検討会議及び各部会のため、協議事項に関連する資料の作成を行うこと。

電子納品に関する特記仕様書

- 1 本件は、電子納品に関する運用基準の対象とする。
また、その作成方法については、「電子納品に関する運用基準[建築・建築設備編](平成22年6月)」に従うこと。
- 2 電子納品の対象とする成果品は、電子媒体（CD-R等）で提出すること。
- 3 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。なお、利用するパソコンは最新のセキュリティ・ウィルス対策を施すこと。
- 4 その他上記に定めること以外については、受発注者による協議により定めること。

・アクセス



営繕積算システム使用要領

(平成29年5月)

名古屋市観光文化交流局

1. 営繕積算システムについて

営繕積算システムRIBC2 (Windows版) は国土交通大臣官房官庁営繕部推薦(一財)建築コスト管理システム研究所で開発されたものを示す。

2. プログラムの供給について

受託者は(一財)建築コスト管理システム研究所と利用契約を結んだプログラム(内訳書作成システム)を使用することとする。

システムに関する問い合わせ先

契約等、一般事務についてのお問い合わせ

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 システム部

〒105-0003 東京都港区西新橋3-25-33 NP御成門ビル5F

専用電話 03-3434-3290 FAX 03-3434-5476

9:00~12:00および13:00~17:30

(土日祝祭日、指定の休業日を除く)

システム内容、操作等のお問い合わせ(技術専門員専用電話)

一般財団法人 建築コスト管理システム研究所 技術専門員

専用電話 03-5425-2518 FAX 03-5425-2519

9:00~12:00および13:00~17:30

(土日祝祭日、指定の休業日を除く)

3. データの支給について

受託者には以下のファイルを支給する。

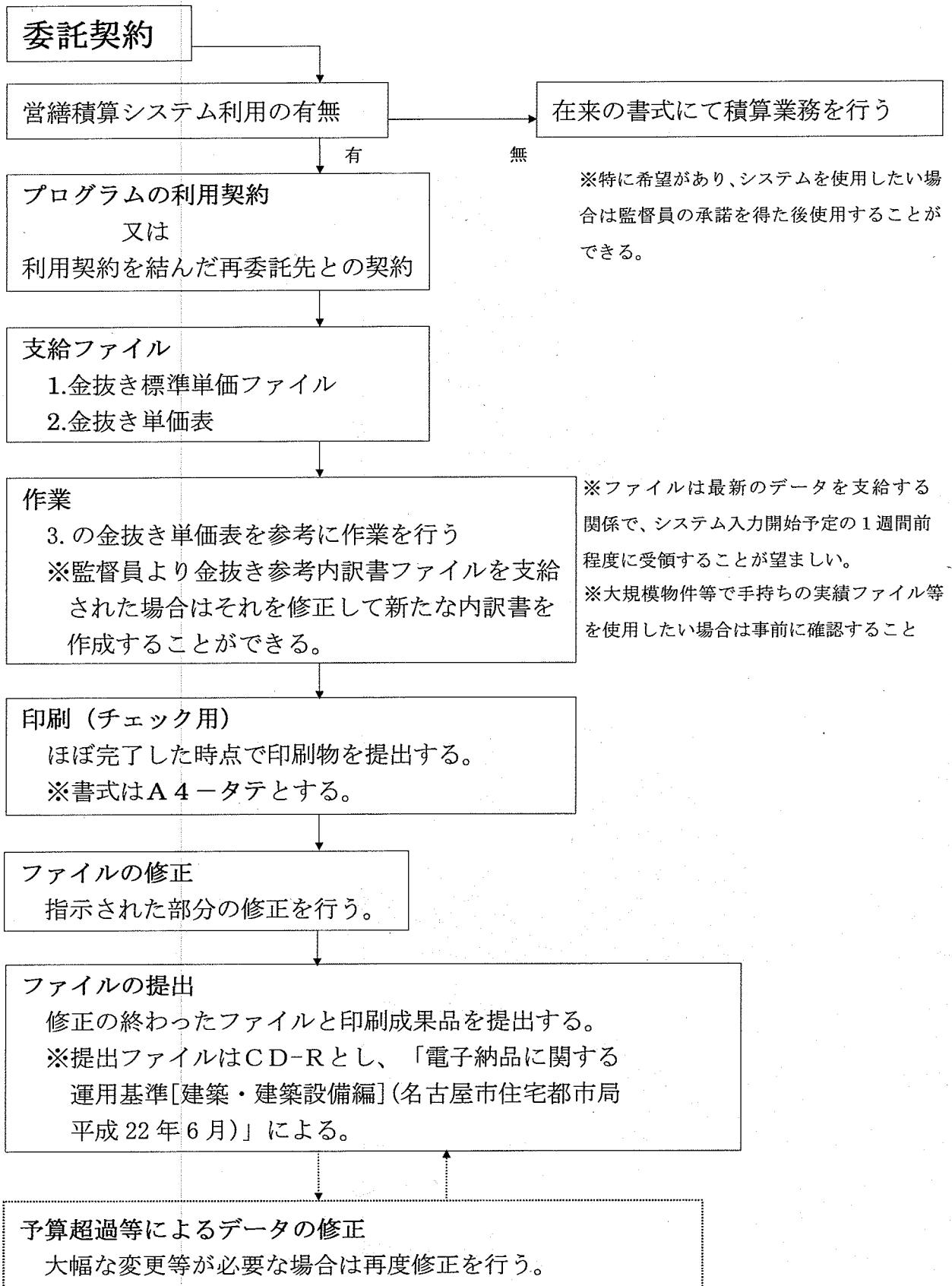
(1) 金抜き標準単価ファイル

(2) 金抜き単価表

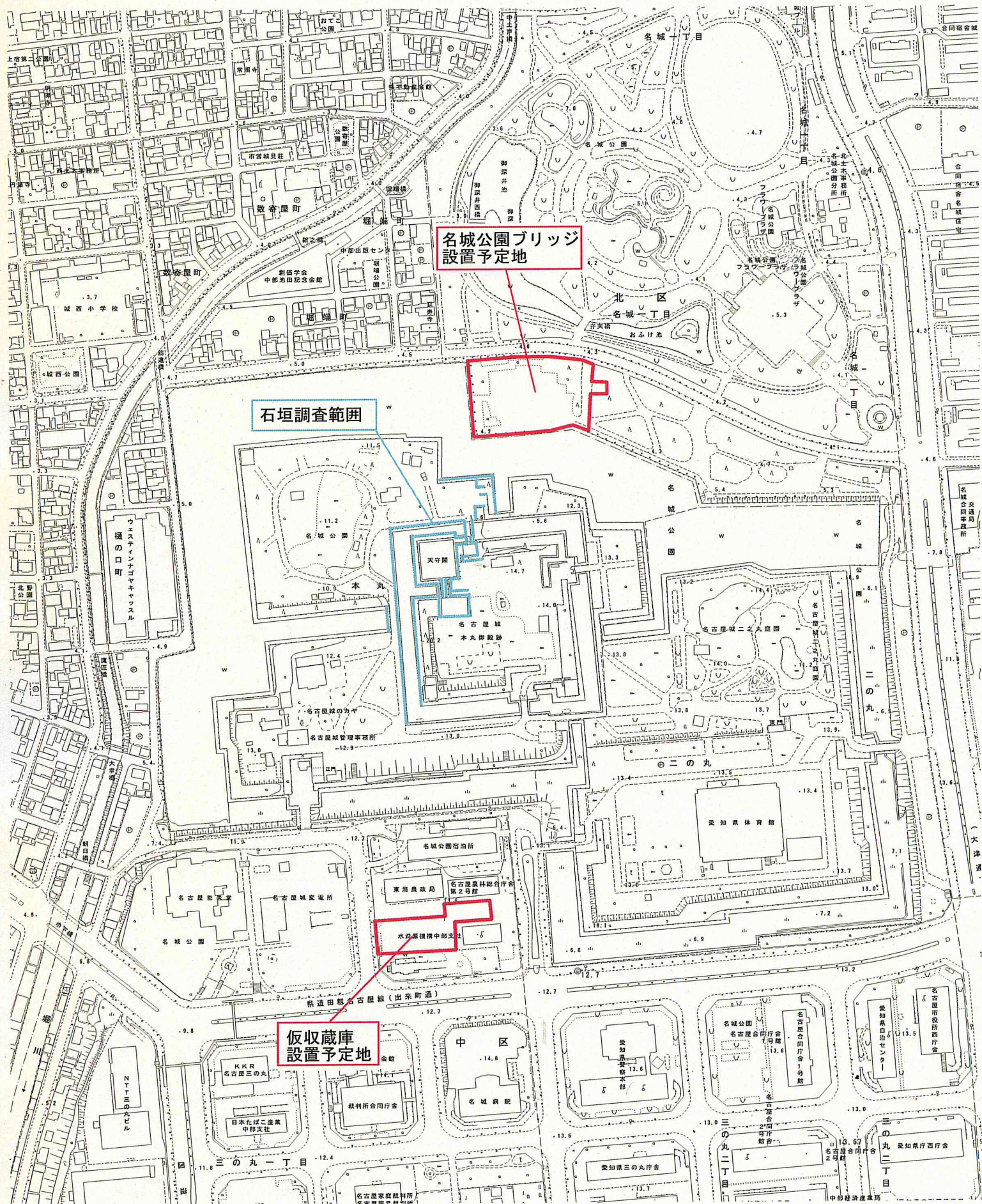
4. 作業手順について

裏面による。

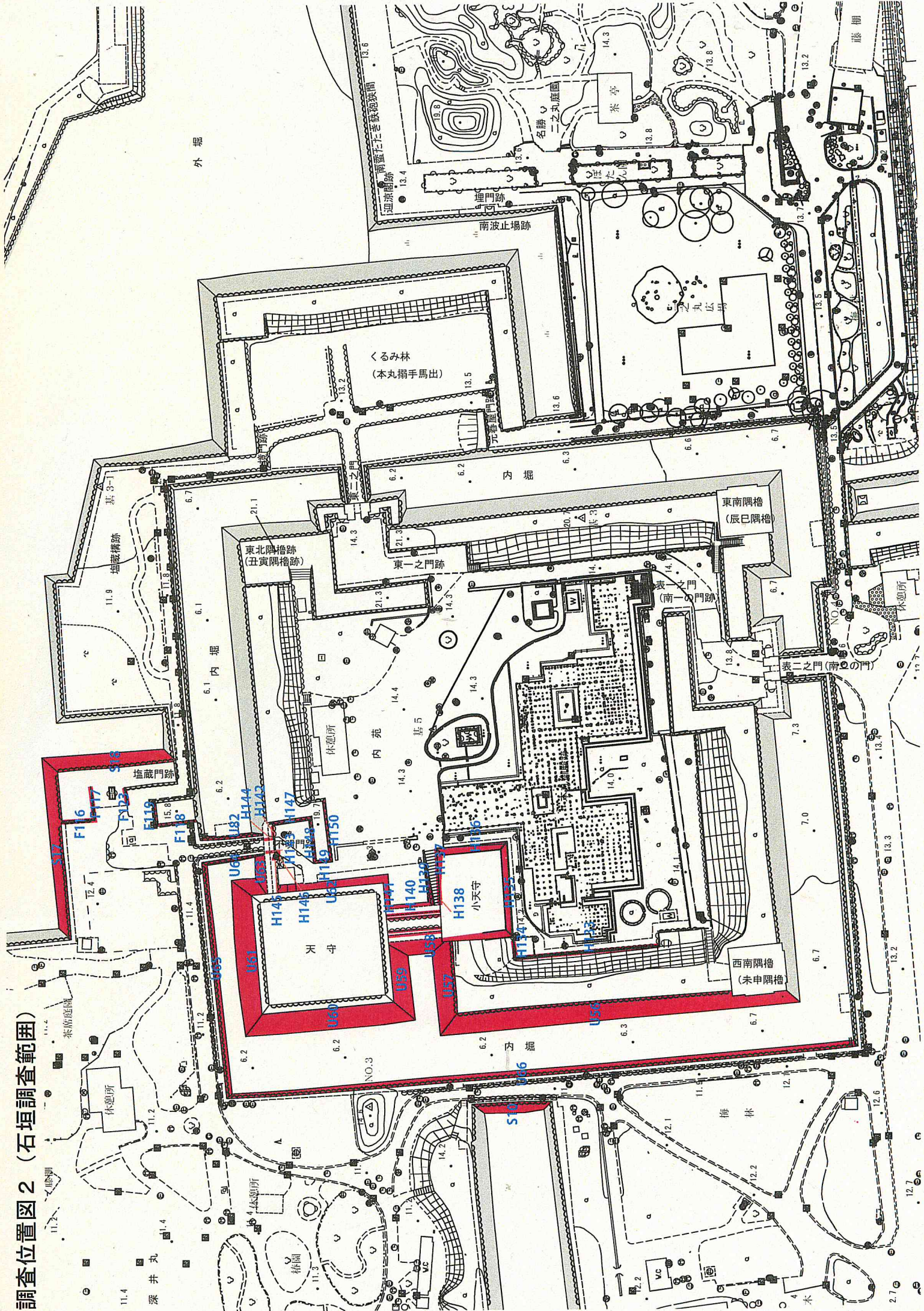
作業手順



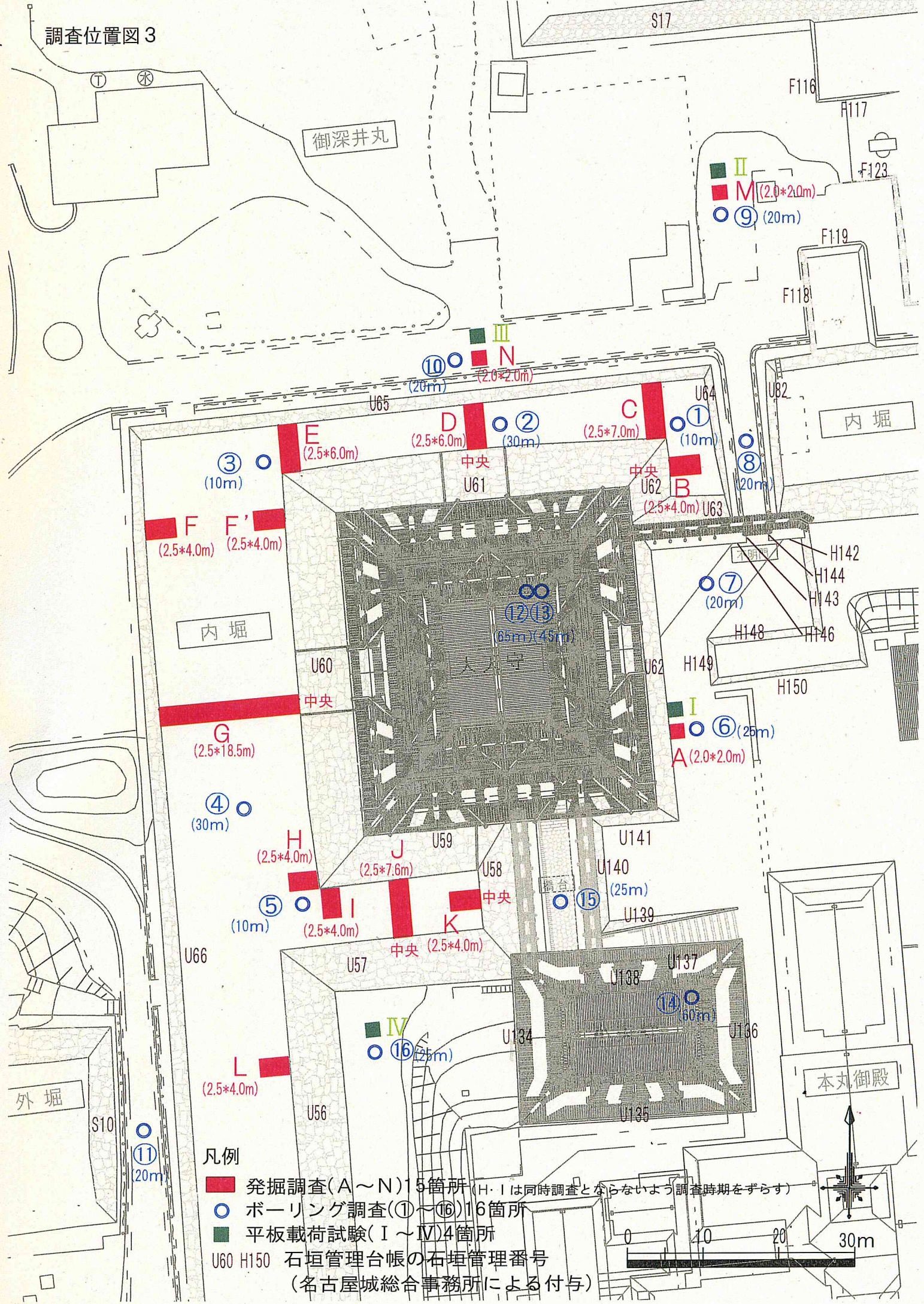
調査位置図 1



調査位置図2 (石垣調査範囲)



調査位置図 3



凡例

- 発掘調査(A~N)15箇所 (H・Iは同時調査とならないよう調査時期をずらす)
- ボーリング調査(①~⑯)16箇所
- 平板載荷試験(I~IV)4箇所

U60 H150 石垣管理台帳の石垣管理番号
(名古屋城総合事務所による付与)

第一章 一般事項

(総則)

第1条

この仕様書は、名古屋市観光文化交流局が委託する地盤調査に適用する。契約書類及び業務委託概要書に記載された事項以外は、この仕様書による。

(用語の定義)

第2条

- (1) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は、管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行うもので、契約約款第8条に定める者をいい、総括監督員、主任監督員、担当監督員を総称していう。
- (2) 「指示」とは、監督員が受託者に対し、設計業務の遂行上必要な事項は、原則として書面をもって示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が監督員に対し、書面で申し出た設計業務の遂行上必要な事項について、監督員が原則として書面により業務上の行為に同意することをいう。
- (4) 「協議」とは、原則として書面により契約図書の協議事項について、発注者と受託者が対等な立場で合議することをいう。

(目的)

第3条

この調査委託は、建築敷地内の基礎地盤を構成する地質について、所要の範囲及び深度にわたって調査し、経済的かつ安定な基礎の設計及び施工方針に関する資料を得るものである。

(業務上の注意)

第4条

本仕様書に明記のない場合又は疑義が生じた場合は、監督員と協議する。

(検印等)

第5条

- (1) 報告書の作成を完了したときは、監督員の点検をうけ、すみやかに提出する。
- (2) 成果品には、受託者の会社名を明示する。
- (3) 上記明示位置は、報告書表紙及び試料保存箱の下部中央とする。

(調査完了後の協力)

第6条

受託者は、工事完了までに判明した調査内容の不明瞭な事項の解明調査を行う。

(成果品の所属)

第7条

成果品はすべて本市の所有とし、本市の承諾を得ないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

(調査内容の変更)

第8条

調査途上、ボーリング位置、深さなどにおいて変更を要する事態が生じた場合は、すみやかに本市監督員の指示を受ける。
この場合軽微な変更については、契約金額を変更しない。

(手続き等)
第9条

(1) 受託者は、契約締結後14日以内に、業務着手届、業務代理人届及び主任技術者届を1部提出する。ただし、設計委託と包含の場合、業務着手届、業務代理人届は省略する。

また、受託者が、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ監督員に下請負届を提出し承諾を受ける。なお、再委託者は名古屋市の指名競争入札参加有資格者（測量、建築設計等）である場合は、指名停止期間中であってはならない。

(2) 主任技術者は、技術士（業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM）あるいは地質調査技士の資格保有者であり、技術上の一切の事項を処理するものとする。設計委託と包含の場合、下請負人名簿にその旨（主任技術者としての資格）を記載する。

(3) 業務完了支払請求は、業務が完了したとき、業務完了届1部、成果品目録1部を提出し、検査に合格したうえ、請求書に支払請求内訳書を添えて行う。

(調査位置等)
第10条

調査位置、深さ、か所及び調査項目は、業務委託概要書又は地盤調査位置図による。

(施工安全)
第11条

作業は関係法令等を守り、作業現場は、必要に応じ仮囲いを設けるなどして安全を図る。

(跡片付け)
第12条

作業完了後は、整地のうえ、跡片付け及び清掃をする。

(妨害又は不当要求
に対する届出義務)
第13条

(1) 受託者は、業務の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、監督員に報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

(2) 受託者が第1項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

第二章 調査要領

第一節 ボーリング及び標準貫入試験

(工法)

第14条

- (1) 掘削工法は、特記のない場合は、ロータリーボーリングとする。
- (2) 孔壁が崩壊するおそれがある場合は、ケーシングパイプ、ベントナイト液などにより適切な保護養生を行う。
ただし、標準貫入試験及び乱さない試料の採取を行う場合は、ケーシングパイプの下端は孔底より十分上に止める。
また、孔内に地下水が認められるまでは、原則として、水、ベントナイト液などを使用してはならない。

(孔径)

第15条

ボーリング孔径は、特記のない場合は、66mm以上とする。

(ベンチマーク)

第16条

ベンチマークは、監督員の指示にしたがって設置し、ボーリング位置図に明示するとともに、地盤柱状図にはベンチマークから現状地盤までの高低差を明記する。

(標準貫入試験方法)

第17条

- (1) 標準貫入試験は、JIS A 1219（土の標準貫入試験方法）により行う。
- (2) 標準貫入試験は、特記のない場合は、深さ1mごとに行う。ただし、乱さない試料の採取又は孔内水平載荷試験を行う場合は、その位置の上方1mを除く。

(土質の観察)

第18条

- (1) 各地層の層厚、深さを測定し、柱状図を記録する。
- (2) 各地層の土質を観察し、土質名、色、におい及び深度を記録する。

(検査確認)

第19条

調査は事前に監督員の指示した工程に達したときに、検査を受け、承諾を得て次の工程に移る。
ただし、指示がない場合でも、位置については事前に、深さ（検尺）についてはボーリング後に、確認を受ける。

(報告書)

第20条

- (1) 報告書（A4版）は、下記の事項を記載し、3部提出する。
 - ① 調査概要
調査項目、調査か所、敷地の概況、付近見取り図、調査位置、ベンチマークと地盤の高低関係（図示及び写真）及びその他必要な事項を記載する
 - ② 調査結果及び地盤概況の考察
柱状図（各地層の層厚、深さ、N値、土質名、コンシステンシー、孔内水位並びに色、におい及びその他の観察記録）、推定地層断面図、各種調査結果（測定記録及び結果一覧）考察及びその他必要な事項を記載する。
 - ③ 基礎設計及び施工に関する検討と提案
本敷地に計画される建物について、監督員の指示に基づき、各種の基礎（直接又はくい）の支持地盤及び許容支持力、沈下量について考察し、その結果を記載する。
また、必要に応じて、圧密沈下、負の摩擦力及び地盤の液状化等について考察し、その結果を記載する。
さらに、根切り及び排水工事などについても、調査結果に基づく技

術的な考察を行い、その結果を記載する。

なお、上記事項を要約して、基礎工事全般についての参考意見を併記する。

④ 写真

調査敷地、作業位置、使用機器、作業状況などの作業の記録となる写真を撮影し、報告書に添付する。

(2) 採取試料は、採取深度及び土質名を記入したビンに試料を密封し、ボーリング孔ごとに整理し、保存箱に入れ1組提出する。

(3) 業務委託概要書に電子データ納品対象業務の指定がある場合は、報告書1部と電子データを納品すること。

ただし、やむを得ず部分的に紙媒体のみで提出する場合は監督員と協議の上決定する。

なお、電子データの作成にあたっては、業務委託概要書に適用記載のある電子納品の基準による。

第二節 孔内水平載荷試験

(試験装置)

第21条

試験装置は、プレシオメーター、LLT、KKTのうちから選定し、監督員の承諾を得る。

(試験の実施)

第22条

- (1) 試験に用いるボーリング孔は、可能なかぎり孔壁を乱さないよう、かつ、なめらかな壁面に仕上げる。
- (2) 試験は、ボーリング後、24時間以内に行う。また、試験に先立って、圧力補正及び体積補正のための実験を行う。
- (3) 試験方法は、特記のない場合は、下記による。
 - ① 0.02N/mm^2 (0.2kgf/cm^2) 又は試験最大荷重の1/20程度ピッチで、段階的に加圧する。
 - ② おのおのの荷重段階で圧力を2分間一定に保ち、この間に生じる変形量を加圧直後及び加圧後15秒、30秒、1分、2分に測定する。
 - ③ 順次圧力を上昇させ、2分間に生じる変形量が著しく進む状態又は指定された最大荷重に達した場合は、監督員の承諾を得て試験を終了する。

(試験の解析)

第22条

特記のない場合の試験結果の解析方法は、「地盤調査の方法と解説」(地盤工学会編) 第9章9.2 孔内水平載荷試験方法による。

(報告書)

第23条

報告書(A4版)には、下記の事項を記載する。

① 試験概要

第18条(1)①の事項並びに試験を行った深さ、試験装置及び測定機器等の概要を記載する。

② 測定記録及び試験結果の解析

圧力-変形量曲線、圧力-クリープ量曲線、試験結果の解析及びその他必要事項を記載する。

③ 試験結果の考察

水平方向地盤反力係数、地盤弾性係数及び各種の基礎(直接又はくい)の許容支持力等について考察し、その結果を記載する。

④ 写真

調査敷地、作業位置、使用機器、作業状況などの作業の記録となる写真を撮影し、報告書に添付する。

第三節 その他の試験

(その他の試験)

第24条

その他の試験を行う場合は、特記による。

市設建築物総合耐震設計基準

1. (目的)

この基準は、名古屋市住宅都市局が所掌する市設建築物の大地震災害に対する安全性の目標を定め、その目標に基づく所要の安全性を確保することを目的とする。

2. (適用範囲)

この基準は、すべての鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造の市設建築物の設計に適用する。

3. (適用する技術基準)

適用する技術基準は「官庁施設の総合耐震計画基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)とする。なお、特別の事情がありこれにより難しい場合には別の基準によることができる。

4. (建築物の分類と耐震安全性の目標)

市設建築物の耐震安全性の検討にあたっては、大地震災害時に果たすべき機能に応じて建築物を分類(表-1)し、分類された建築物の建築構造、建築非構造部材、建築設備について、それぞれが持つべき耐震安全性の目標(表-2~4)を定め、それらの目標を達成すべく耐震安全性に関する検討を行う。

(表-1)

分類	対象施設	構造体	非構造部材	建築設備
災害対策の指揮・情報伝達のための施設	市役所(本庁舎・東庁舎・西庁舎) 区役所	I	A	甲
	区役所支所 土木事務所	II	A	甲
救護施設	消防署 港防災センター 病院	I	A	甲
	消防出張所 特別消防隊 保健所	II	A	甲
避難所	地域防災計画に位置付けた 学校(小・中・高等学校)等	II	A	乙 ^{註1}
危険物を貯蔵又は使用	放射線等取り扱い建築物	I	A	甲 ^{註2}
	石油類等取り扱い建築物	II	A	甲 ^{註2}
市民利用施設	文化施設 社会教育施設 社会福祉施設 学校施設(小・中・高等学校を除く)	II	B	乙
その他	東山動物園猛動物舎	I	B	乙
	一般の建築物	III	B	乙

*註1) 地域防災計画において避難所として位置づけられた施設において、大地震動後に一部の設備機能を相当期間確保する必要のあるものは、当該部分を甲類に準ずるものとする。

註2) 危険物を貯蔵又は使用する施設については、その危険物の危険性の度合い、数量等を勘案し、大地震動後に一部の設備機能の継続を図る必要のない部分は、当該部分を乙類に準ずる。

(表-2)

	構造体の耐震安全性の目標	重要度係数	大地震時の 変形制限係数
I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の確保に加えて十分な機能確保が図られる。	1.5	RC造、SRC造 1/200 S造 1/100
II類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られる。	1.25	
III類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、耐力の低下が著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られる。	1.0	

(表-3)

	建築非構造体の耐震安全性の目標
A類	大地震動後災害応急対策活動や被災者の受け入れを円滑に行うのに支障となったり、危険物の管理上支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しない。
B類	大地震動により、建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合も、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。

(表-4)

	建築設備の耐震安全性の目標
甲類	人命の安全性確保及び二次災害の防止が図られるとともに、大きな補修をすることなく、大地震動時においても必要な設備機能を相当期間継続できる。
乙類	人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

付則

この基準は平成18年7月1日から施行する。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会開催要綱

(名称)

第 1条 本部会は、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会（以下「部会」という。）と称する。

(目的)

第 2条 部会は、次に掲げる事項について専門的見地から意見を聴取することを目的として開催する。

(1) 名古屋城天守閣の整備に関すること。

(構成)

第 3条 部会は、学識経験者のうちから市長が指名する者により構成する。

2 市長は専門的事項の検討のため、前項の構成員以外の学識経験者に検討事項を明示したうえで、出席を求めることができる。

(座長)

第 4条 部会の座長および副座長は、それぞれ構成員の互選により決定する。

(会議)

第 5条 会議は、市長がこれを招集する。

2 会議は原則として公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(現場視察)

第 6条 市長は、部会の検討事項について、現場視察を開催することができる。

(ワーキンググループ)

第 7条 市長は、ワーキンググループを開催し、部会の検討事項のうち特定の事項の整理、情報交換等を行わせることができる。

(謝金)

第 8条 第 3条、第 6条及び第 7条により会議等に出席した者には、会議等への出席 1回につき12,600円の謝金を支給することができる。

(事務局)

第 9条 部会の事務は、観光文化交流局名古屋城総合事務所が処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は名古屋城総合事務所長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年 4月18日から施行する。

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会傍聴要綱

(目的)

第 1条 この要綱は、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会（以下「部会」という。）開催要綱第10条に基づき、会議の傍聴に係る手続、遵守事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の区分及び定員)

第 2条 傍聴席は、これを一般席及び記者席に分ける。

2 前項の一般席の定員は、10名とする。

3 前項の規定に関わらず、名古屋城総合事務所長は会議場の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第 3条 一般席における傍聴を希望する者は、あらかじめ公表した方法により、傍聴の申出をしなければならない。

2 前項において、前条第 2項に定める定員を超える傍聴の申出があったときは、申出のあった順に傍聴者を決定するものとする。

3 一般席における傍聴者には、一般傍聴証を交付する。

4 記者には、記者傍聴証を交付する。

(傍聴証の着用)

第 4条 傍聴者は、会議場に入る際に傍聴証を見やすい箇所に着用しなければならない。

(傍聴証の返却)

第 5条 傍聴者は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を返却しなければならない。

(会議場に入ることができない者)

第 6条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の守るべき事項)

第 7条 傍聴者は、静粛を旨とし、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 携帯電話、ポケットベルその他音を発生する機器の電源を切ること。

(4) その他会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音の禁止)

第 8条 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、座長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第 9条 傍聴者は、部会が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとするとき

は、直ちに会議場から退場しなければならない。

(傍聴者への指示)

第10条 傍聴者は座長及び事務局の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴者がこの要綱の規定に違反したときは、座長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令又は前条の指示に従わないときは、座長は、その者に対して会議場からの退場を命ずることができる。

(周知)

第12条 座長は、傍聴を希望する者及び傍聴者に対し、この要綱の周知を図らなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、部会の会議の傍聴に関し必要な事項は、座長が部会に諮り又は事務局と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月18日から施行する。